

令和元年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第1日目）

令和元年12月10日（火曜日）

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（4名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第5 議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第56号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第51号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について
- 第9 議案第53号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第54号 令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第52号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第58号 職員の給与に関する条例及び訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第59号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 第14 議案第60号 第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について
- 第15 議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第16 議案第62号 訓子府町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第63号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 第18 議案第64号 財産の処分について
- 第20 認定第1号 平成30年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第2号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第3号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第4号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第5号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

- 第25 認定第 6号 平成30年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について
- 第26 報告第13号 専決処分の報告について
- 第27 報告第14号 出納検査結果報告について
- 第19 一般質問

○出席議員（10名）

1番 須河 徹 君	2番 泉 愉 美 君
3番 工藤 弘 喜 君	4番 谷 口 武 彦 君
5番 河 端 芳 惠 君	6番 西 森 信 夫 君
7番 山 田 日 出 夫 君	8番 余 湖 龍 三 君
9番 仁 木 義 人 君	10番 西 山 由 美 子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町 民 課 長	元 谷 隆 人 君
福 祉 保 健 課 長	谷 方 幸 子 君
福 祉 保 健 課 業 務 監	今 田 朝 幸 君
農 林 商 工 課 長・農 業 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 琢 磨 君
農 林 商 工 課 業 務 監	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	渡 辺 克 人 君
上 下 水 道 課 長	原 口 周 司 君
元 気 な ま ち づ くり 推 進 室 長	坂 井 毅 史 君
会 計 管 理 者	山 内 啓 伸 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	森 谷 勇 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社 会 教 育 課 長	高 橋 治 君
図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 会 長	坂 本 稔 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	八 鍬 光 邦 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和元年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提案されております議件につきましては、議案が14件、報告が1件であります。

そのほか、委員長報告として認定が6件、議員提案による議案が1件、議長からの報告が1件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、10番、西山由美子君、2番、泉愉美君、3番、工藤弘喜君、4番、谷口武彦君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

◎行政報告

○議長（須河 徹君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日は、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

昨日、第200臨時国会が閉会いたしました。もう新聞報道等でいろんな角度でまだ未成熟なものもございますけれども、私どもにとりましては、日米の貿易交渉がいよいよ本格化してくるということで、私たちの農業の町としては、一層、農産物の自由化に拍車がかかるということが予想されるものでありますけれども、結果として、中身的にはまだ何も知らされていないというのが状況ではないかなというふうに思います。私自身も農水省に行って大型化する農業の問題とさらにまた2極化する家族農業、地域農業をどう支えていくのかという予算要望をしてきたところでございますけれども、一層こうした問題に対しても積極的に声を上げていかなければならない状況下だと思っております。しかし、とは言いながらも、今年の令和元年は小麦からはじまって、多くの農産物が史上最高と言えるかどうかはわかりませんが、いずれにしても予想以上の収穫を上げることができたということは大変うれしいことだというふうに思っております。ただし、玉ネギ等々の価格の低迷はまだ続いているようでもありますけれども、しかし農業はやっぱり獲れてなんぼということでございますので、大変よかったなというふうに思っているところでございます。

さらにまた、2025年がいよいよ近づいてきておりますし、そんな前段に消費税が8%から10%になりました。これについてもいろいろ賛否両論はあります。かつてのような国民的な運動にならなかったとしても、しかし福祉、教育、さまざまな分野で私たちの町民生活にこの2%の値上げは大きく影響するものというふうに考えておりますので、これらも今、町内の福祉、介護保険制度の体制やいろんな状況が厳しい運営を迫られている中でも、この2%の値上げが現実的にいろんな角度から影響してくるものではないかなと思っております。

2050年に向けて政府は圏域構想を打ち出しております。その前段で広域の定住圏構想も出されており、1市4町が調印していよいよ一自治体ではできないものを広域的に進めていく可能性について、これから本格的な議論が始まるところでございます。私どもの町からパブリックコメントとして2人代表を送って1市4町でこの定住圏の構想についての議論、意見を町民の代表の方が申し上げるようになっておりますけれども、いずれにしてもコンパクトシティや、あるいはIT自治体、一つ一つの自治体が相互行政からコンパクトに、そして職員がどんどん減っていくだろうと。そうすると人口の少ない自治体はやっていけないのではないのか。だからITが必要なんだと。そういう点でいくと、これからまた役場の仕事の中にもこういったコンピュータ等々の導入等がさらに拍車をかけていくのではないかなと危惧されているところでございますけれども、先般、11月の下旬に開催されました全国町村長大会においても、この圏域構想については、ある種、断固反対という全町村の首長たちがそのような特別声明を出したところでございます。私自身もこれらの状況を踏まえながらも、確かな自治体運営を心がけ、議員各位とともに、私どもの町の発展のために全力投球で令和2年に向けて進んでいかなければならないというふうに考え

ているところでございます。

最後に、札幌くんねっぷ会の顧問をしておりました齊藤市郎さんという方が、これ駒里の出身でありまして、国民学校の教師もやったとか、戦後の教員不足の時に教師をやったということも聞いておりますけども、11月28日だと記憶しておりますが、残念ながらお亡くなりになりました。町に対して多額の寄付、そして神社の灯籠等々の寄付などをいただいている方でございまして、札幌くんねっぷ会の総会等には必ずご出席いただいたところでございますけれども、町として弔意を表し弔電を打ち、香典もお届けしたところでございます。

以上、近々の状況を含めて私の思いを説明をさせていただきましたけれども、まずは本定例町議会に提案しております議案などの概要をこれから申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の予算補正でございます。

歳出予算の主なものとしましては、総務費では、社会資本整備基金積立金、高齢者ハイヤー利用サービス利用増に伴う委託料の追加。

開町100周年・町制施行70年記念事業の実行委員会報償などの準備経費を。

農業費では、新規就農者等支援助成金の追加、特別栽培や有機農業に取り組む農業者に対する環境保全型農業直接支払交付金をそれぞれ計上。

牧場費では、トラクター購入費を。

商工費では、店舗出店等支援事業補助金の追加。

以上、一般会計総額で2,568万3千円の追加補正を提案させていただいております。

後期高齢者医療特別会計の補正予算につきましては、広域連合納付金、道支出金返還金を追加することで総額4万1千円の追加補正を提案させていただいております。

介護保険特別会計の補正予算につきましては、高額介護サービス費を追加することとして総額で208万6千円の追加補正を提案させていただいております。

水道事業会計の補正予算につきましては、人事異動および職員給与改定に伴う総係費を追加することとして、歳入で60万4千円、歳出で109万5千円の追加補正をさせていただきます。

次に、条例制定でございます。

臨時職員の制度が大幅に改正になることによりまして、第1種会計年度任用職員の給与に関する条例、第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の3件の条例制定。

次に条例改正でございます。

人事院勧告等を受けての給与等の改正、町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

成年被後見人等の権利保護のため、職員の給与に関する条例及び訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例。

水道法の一部の改正を受けた訓子府町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

以上、4件の条例改正。

次に、オホーツク町村公平委員会規約の変更を提案させていただいております。

次に、町有林の生産素材の財産処分について提案させていただいています。

次に、人事案件です。固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めらるるものがございます。

次に、幸栄団地公営住宅建設工事の工事請負契約の変更について、専決処分を行った報告をさせていただきます。

以上、議案14件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせていただきますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

指定寄付金についてであります。

このたび、3件の指定寄付金がありましたのでご報告申し上げます。

1件目は教育費指定寄付金でございます。

去る10月1日、穂波にお住いの前代表教育委員でありました飯田洋司さまから「訓子府の子どもたちが明るく元気に育ち、笑顔の絶えない学びの環境整備のために役立てていただきたい」と100万円のご寄付がございました。

飯田さまにおかれましては、平成11年から20年の長きにわたり、教育委員として本町の教育行政の推進にご尽力されました。

本年9月30日をもって教育委員を退任されましたが、これまで多くの方々に支えられての活動であったことに対し、お礼のご寄付でございます。ご寄付を賜りました飯田さまのご厚意に心から感謝を申し上げますとともに、ご寄付につきましては、子どもたちの学習環境の充実に活用させていただくため、社会資本整備基金に積み立てることとし、今定例会で補正予算を提案させていただくことを申し上げます。

次に、2件目は、教育費指定寄付金でございます。

去る11月22日、清住にお住いの中沢洋充さまから「未来を担う子どもたちの読書環境の充実に役立てていただきたい」と100万円のご寄付がございました。

この寄付は、中沢さまの亡き奥さまが、生前、町に大変お世話になったことのお礼とご家族の節目を記念するとともに、長年農業を営んでこられた中沢さまが一昨年、新規就農者を受け入れられ、献身的なる営農指導が実り、本年4月に独立するまでになったことを一区切りとする記念の寄付でございます。

ご寄付を賜りました中沢さまのご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては、図書館建設整備の際に活用させていただくため、社会資本整備基金に積み立てることとし、今定例会で補正予算を提案させていただくことを申し上げます。

次に、3件目は、総務費指定寄付金でございます。

去る12月4日、大町にお住まいの坂井悠紀さまから「町民の生命と財産を守り、安心と安全を確保するため消防資機材の充実に図っていただきたい」と500万円のご寄付がございました。

坂井さまは、昭和34年に訓子府消防団に入団以来、半世紀を超える60年、町民の安全と安心を守る消防活動にご尽力いただき、また、平成7年からは消防団長として24年もの間、団員の指導のほか、指揮統一と消火戦術の研究、実践、火災予防思想の普及徹底を呼びかけるなど訓子府消防の^{いしづえ}礎を築かれてきました。

一方では、消防施設の整備充実と団員の資質向上は常に並行しなければ消防の使命は達成できないとの強い意志のもと、消防施設増強計画などを進言するとともに、自らは広報車「さくら号」、輸送車「さかい号」を寄贈するなど多くのご貢献をいただきました。

この11月30日をもって60年にわたる消防団活動を終えられ、消防団長をご勇退されることを記念したご寄付でございます。

ご寄付を賜りました坂井さまのご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては、消防資機材の充実を図るため、社会資本整備基金に積み立てし、有効に活用させていただくこととしています。

なお、この件に関しましては、3月の第1回定例町議会において予算補正させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） ただいまの行政報告については、寄付に関する案件でありますので、質疑を省略することといたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第65号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第4、議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書74ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。議案書の74ページをお開き願います。

議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員につきまして、委員3名のうち1名が辞職するため、地方税法第423条第3項の規定によりまして、後任を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記以下についてご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めにより本町では、川北地区、川南地区、市街地区からそれぞれ1名ずつ選任しております。そのうち、川南地区の緑丘の大正寺信雄氏が12月15日付をもって、辞職する旨の申し出があり、後任として平田康弘氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

ここで、平田康弘氏の経歴を簡単にご紹介させていただきます。

平田康弘氏は、昭和39年10月20日生まれの満55歳で、清住にお住まいでございます。

昭和60年に北海道立農業大学校をご卒業後、家業の農業に従事され現在に至っております。

この間、平成元年度に訓子府町青年団体連絡協議会会長、平成28年1月から農民連盟の書記長として、本年6月からは訓子府町広域環境資源保全会会長として、ご活躍されています。

なお、任期につきましては、令和元年12月16日から前任者の残任期間であります令

和2年12月22日まででございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第65号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第51号、議案第53号、
議案第54号

○議長（須河 徹君） この際、日程第5、議案第55号、日程第6、議案第56号、日程第7、議案第57号、日程第8、議案第51号、日程第9、議案第53号、日程第10、議案第54号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書20ページです。

6番、西森信夫君。

○6番（西森信夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。議員提案であります。

議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

令和元年12月10日提出。

本案の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。

訓子府町議会議員西森信夫、同じく、泉愉美、同じく、谷口武彦、同じく、西山由美子の4名でございます。

本年度の国家公務員の給与について、本年8月7日の人事院勧告どおり改定を行う内容の改正給与法案が衆参両院で可決し、11月15日成立しました。

この条例改正につきましては、従来から、この勧告に基づき改正する町の特別職に準じて議会議員の期末手当についても改正してきている経過を踏まえ、本年11月19日の全員協議会において協議を行い、同じ率の改定を決定し、この条例案を提案させていただくものであります。

それでは、記以下について、ご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、次の21ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

表の右側が現行であり、左側が今回の改正案でありまして、改正箇所には下線を引いております。

なお、内容の説明につきましては、下段にあります期末手当改正概要にて、ご説明いたします。

まず、第1条であります。12月期に支給する期末手当を現行の2.225か月から2.275か月とし、年間の支給月数を0.05か月引き上げ、4.50か月とするものであります。

また、第2条では、これは令和2年度以降に支給する分についてであります。6月期に支給する期末手当を現行の2.225か月から0.025か月引き上げ2.250か月とし、逆に、12月期に支給する期末手当を第1条で改正した2.275か月から0.025か月引き下げて2.250か月とし、6月期および12月期の期末手当が均等になるように配分し、年間の支給月数を令和元年度と同様、4.50か月とするものであります。

次に、20ページに戻りまして、附則であります。附則の第1条では、施行期日等の規定であります。

第1項では、この条例は、公布の日から施行するものですが、ただし、第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、改正条文第1条の改正後の条例の規定は、令和元年12月1日から適用するものでございます。

また、2条では、期末手当の内払いの規定であります。既に改正前の条例の規定に基づき12月期の期末手当を支給済みでありますので、その分については、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定しています。

以上、議案第55号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第56号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書22ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第56号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与

等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

次の議案で、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただいておりますが、その中で勤勉手当の改正があり、期末・勤勉手当の支給割合が改正となりますことから、これに準じて町長、副町長及び教育委員会の教育長の期末手当支給割合を改正しようとするものでございます。

次の23ページに改正案が載っております。24ページ、新旧対照表と、その表の下の期末手当改正概要という表によりご説明をいたします。

まず、新旧対照表をご覧くださいと思いますが、上段に第1条、下段に第2条とあります。内容としましては、期末手当の支給割合が規定されている第3条第2項の改正となっております。第1条は、この条例については、公布の日から施行され、令和元年12月1日から適用、第2条については、令和2年4月1日施行となるため、条を分けているものでございます。

次に、期末手当の支給割合の改正内容ですが、一番下の表の期末手当改正概要をご覧ください。

今回の改正では、表の一番右側の欄にありますように、現行、年間4.45か月を4.50か月に、0.05か月分引き上げるものでございます。

また、第1条では、令和元年度の支給割合、第2条では、令和2年度以降の支給割合を規定しております。

令和元年度では、12月期に支給する期末手当の割合を2.225か月から2.275か月、0.05か月分引き上げ、令和2年度以降は6月期と12月期とも同じ割合、それぞれ2.25か月分改正する内容となっております。

前のページ、23ページに戻っていただき、附則をご覧くださいますと新旧対照表のところで説明いたしました施行期日を規定してございます。

以上、議案第56号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書25ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

職員の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度に準じて定めておりますが、本年8月7日に人事院勧告があり、10月11日に人事院勧告どおり閣議決定、その後、衆参両議院で審議され、11月15日に成立をされております。

このことを踏まえ、町職員の給与についても改定することとし、条例改正案を提案させていただいているところでございます。

今回の給与改定につきましては、給料表と期末・勤勉手当、住居手当について改定するものでございます。

なお、住居手当につきましては、国の勧告を参考に町の職員住宅平均家賃を考慮し改定をするものでございます。

改正文につきましては、次の26ページから29ページまで、新旧対照表を30ページから31ページまでとなっております。

まず、26ページをご覧くださいと思います。

第1条の規定につきましては、一番下になります別表第1を次のように改めるということで、26ページから29ページにかけて改正後の給料表を掲載しております。

改正内容につきましては、初任給を高卒程度が2千円、大卒程度が1,500円を引き上げ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について引き上げることとし、本年4月1日に遡って適用することとしております。

次に、30ページの職員の給与に関する条例の一部改正案新旧対照表をご覧ください。

第1条では、令和元年度の職員の勤勉手当の支給割合を掲載しておりますが、12月期の勤勉手当、現行0.925か月を0.975か月、0.05か月分引き上げることとしております。

期末手当と勤勉手当を合わせると全体で4.45か月分を4.50か月に0.05か月引き上げるものでございます。

第2条では、住居手当の改正であります、全体を通じて字句の整理を行ったほか、第9条の2第1項第1号では、手当の対象となる借入家賃の下限を1万2千円から1万3千円に引き上げるもので、第2項第1号「イ」では、下限額の上昇に伴う住居手当算定の基準額を2万3千円から2万4千円に、「ロ」では次の31ページにまたがりませんが、住居手当の上限額を2万7千円から2万8千円に引き上げるものでございます。

次に、第16条第2項では、令和2年度以降の職員の勤勉手当の支給割合を掲載してございます。総支給割合は変わりませんが、6月期、12月期、それぞれ勤勉手当の支給割合を同じ割合、0.95か月、期末手当と合わせて2.25か月に改正しようとするものでございます。

下の期末・勤勉手当改正概要の表につきましては、期末勤勉手当の令和元年度施行の第1条および令和2年度施行の第2条の改正内容でございますのでご覧いただきたいと思えます。

29ページに戻っていただき、附則をご覧くださいと思います。

第1条第1項では、施行期日を規定しており、第2条の規定は令和2年4月1日から、第2項では、第1条の規定は、平成31年4月1日から適用することを規定してございます。

第2条では、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づく給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨、規定をしてございます。

以上、議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第51号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第

3号) についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) 議案書の1ページになります。

議案第51号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)の説明を申し上げます。

令和元年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)については、次に定めるものとして、第1条では、歳入歳出それぞれ2,568万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,046万3千円とするものでございます。

2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりでございますが、これにつきましては、ご覧をいただくこととして、内容につきましては、3ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、まず4ページの歳出を先に説明させていただきます。

4ページの上の表、2款、1項、1目、一般管理費、事業区分、各種基金積立金の積立金、社会資本整備基金積立金では、先ほど行政報告をさせていただきました飯田洋司氏と中沢洋充氏の2名の方から教育費指定寄付がありましたことから200万円の追加。

その下の、8目、企画費の事業区分、地方交通対策事業の委託料、高齢者ハイヤー利用サービス業務では、利用状況が大幅に伸び、10月までの上半期で前年度比1.3倍の伸びとなっている上、利用が伸びる冬季に入りますことから、11月以降の下半期で1.5倍程度を見込み、総額900万7千円とするもので、当初655万5千円の差額245万2千円の追加。

その下の、10目、事業区分、開町100周年・町制施行70年記念事業費の報償費のその他の報償金では、当記念事業実行委員会の委員26名、2回分の報償として10万4千円、需用費の消耗品は、啓発資材として13万2千円、食糧費は、記念事業実行委員会委員のお茶代として7千円、合わせまして13万9千円、役務費、保険料では、記念事業実行委員の傷害保険料として7千円、委託料では、啓発用看板作製業務として33万2千円で合計58万2千円を計上。

次に、5ページの上の表の3款、1項、2目、老人福祉費の事業区分、介護保険特別会計繰出金、繰出金の介護保険特別会計繰出金では、介護給付のうち高額介護サービス費の増に伴い町負担分が増えたことから26万円の追加。

その下の2段目の表、4款、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、水道事業助成事業の負担金、補助及び交付金の水道事業会計補助金では、7月の人事異動に伴い、補助対象に算定される職員給与等が増となったことから43万9千円を追加、繰出金の水道事業会計繰出金では、元利償還金にかかる利率の確定および人事異動に伴い職員の児童手当が増となったことにより9万5千円の追加。

次に、一番下の三段目の表、6款、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業後継者育成事業、負担金、補助及び交付金の新規就農者等支援助成金では、町内在住農業者の親族などで農業経営の担い手となるため150日以上従事した者に祝い金を交付するもので、本年は4件で1人当たり20万円の80万円を追加。

その下の事業区分、環境保全型農業直接支払交付金事業の負担金、補助及び交付金、環境保全型農業直接支払交付金では、特別栽培や有機農業に取り組む農業者に対する交付金

で本年は22名、取り組み面積は33.62haで反当たり8千円の単価で269万円を計上。

次に、6ページの上の表の6款、1項、7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業、備品購入費の牧場作業機械では、老朽化し修繕が困難な状態であるトラクターおよび故障しているディスクモアを購入するため1,336万5千円の追加。

次に、下の表、7款、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の訓子府町店舗出店等支援事業補助金では、新規の出店の応募が見込まれるため300万円の追加となります。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入になります。

一番上の表の、14款、2項、4目、農林水産業費道補助金の環境保全型農業直接支払交付金では、農業者に対する補助で、先ほども申しあげました取り組み面積33.62ha掛ける反当たり8千円の国2分の1、道4分の1ですので201万7千円の計上。

地域づくり総合交付金では、牧場作業機械のトラクター1台の購入経費1,265万円とディスクモア1台の購入経費71万5千円合わせまして1,336万5千円の2分の1以内の交付金で660万円を計上。

その下の、地域づくり総合交付金では、エゾシカ緊急対策事業の交付対象経費である^{ぎんし}残滓運搬料、残滓処理料に対して捕獲数に応じて交付される24万円を計上。

2段目の表の16款、寄付金、1項、4目、教育費寄付金では、先ほど行政報告をさせていただきました2名の方からの寄付金の200万円を計上。

一番下の18款、1項、1目、繰越金の前年度繰越金では、今回の補正予算の財源調整とするもので1,482万6千円を追加するものです。

以上、令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第53号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書10ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、議案書の10ページをお開き願います。

議案第53号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、要介護者の自己負担上限額を超えるサービス利用の増加に伴いまして、高額介護サービス費の不足が見込まれることから、それら関係経費を補正するものであります。

令和元年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように208万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,703万5千円とするものであります。

第2項、補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、11ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、12ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、12ページの方をご覧いただきたいと思えます。

2款、1項、1目、国庫支出金の介護給付費負担金につきましては、高額介護サービス

費の見込額の増により、国の負担割合相当額であります41万7千円を追加するもので、下の、2項、国庫補助金、1目、調整交付金につきましては、高額介護サービス費の見込額の増によるものと調整交付金の交付割合および調整率の確定により66万8千円を減額するものでございます。

次に、3款、1項、1目、支払基金交付金の介護給付費交付金につきましては、高額介護サービス費の見込額の増により、社会保険診療報酬支払基金からの負担割合相当額の56万3千円を追加するものでございます。

次に、一番下段ですけれども、4款、1項、1目、道支出金の介護給付費負担金につきましては、こちらも高額介護サービス費の見込額の増により、道の負担割合相当額であります26万円を追加するものでございます。

13ページをご覧ください。

6款、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、高額介護サービス費の見込額の増によるものと、調整交付金の減額に伴う不足分125万4千円を基金から繰り入れするもので、次に、2項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金の介護給付費繰入金につきましては、高額介護サービス費の見込額の増によります町の負担割合相当額であります26万円を追加するものでございます。

次に、14ページ、歳出について説明させていただきます。

2款、4項、1目、高額介護サービス費につきましては、要介護者の自己負担上限額を超えるサービス利用者の増加に伴いまして、予算不足が見込まれるということから208万6千円を追加するものでございます。

以上、令和元年度介護保険特別会計補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第54号 令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書15ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案書の15ページになります。

議案第54号 令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由を説明いたします。

今回の補正につきましては、本年7月の人事異動と今回の人事院勧告実施による人件費の不足分を増額補正するものであります。

第1条の規定によりまして、第2条では、水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとしまして、収入では、第1款、水道事業収益の第2項、営業外収益を60万4千円増額し、水道事業収益の総額を1億7,920万3千円とするものです。

支出では、第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を109万5千円増額し、水道事業費用の総額を1億5,162万3千円とするものです。

第3条では、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を109万5千円増額し、総額を3,650万3千円とするものです。

第4条では、予算第8条に定めた他会計からの補助金の金額を60万4千円増額し、総額を2,953万6千円とするものです。

次のページ、水道事業会計予算実施計画説明書になります。これは一般会計の事項別説明書に当たるものでございます。

右の説明欄をご覧ください。

まず、収入では、他会計補助金のうち、一般会計補助金、児童手当が16万5千円、人件費補助が43万9千円、それぞれ増額となります。

次に、支出ですが、給料の職員給が42万3千円の増額、手当につきましては、扶養手当から下の児童手当までご覧の増減となっておりますけれども、期末手当と勤勉手当につきましては、昨年度末に賞与引当金繰入額を増額補正していることから、当初予算額と比較し、結果的に減額となっております。総体では27万2千円の増額となります。

次に、給与引当金繰入額のうち、賞与引当金繰入額が63万4千円、法定福利費引当金繰入額が2万8千円、それぞれ増額となります。これは翌年度の6月期末手当に繰り入れるものとなります。

最後に、法定福利費につきましては、期末手当などと同じく、昨年度末に賞与引当金繰入額を増額補正していることから、職員共済組合負担と公務災害補償基金負担金がそれぞれ減額となっております、総額では26万2千円の減額となります。

次ページからの給与費明細書につきましては、ご覧いただくこととしまして、19ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

今回事業にかかる人件費費用が増額することから上段の当年度純利益、これが49万1千円減額となりまして、2,242万7千円となります。結果としまして、下から3段目のIVの資金増加額が2,497万6千円となっております。

以上、令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上で、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第51号、議案第53号、議案第54号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第52号、議案第58号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第11、議案第52号、日程第12、議案第58号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第52号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書7ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書の7ページをお開き願います。

議案第52号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、出納整理期間中に納付のありました平成30年度分の保険料を後期高齢者医療広域連合の方に納付するための経費と、平成30年度システム改修に伴う道からの補助金が超過交付となったことから、道に返還するための経費を補正するものでございます。

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、平成31年3月13日

議決、議案第9号「平成31年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算」とし、当該予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度訓子府町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように4万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,674万1千円とするものでございます。

第2項、補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、8ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございますので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、9ページの事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、9ページをお開き願います。

4款、1項、1目、繰越金ですけれども、出納整理期間中に収納のありました平成30年度分の保険料を後期高齢者医療広域連合に納付するための納付金と、平成30年度システム改修に伴う道からの補助金が超過交付となったことから、道への返還金としまして、前年度繰越金4万1千円を追加するものでございます。

次に、歳出です。

3款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び交付金の保険料等納付金につきましては、出納整理期間中に収納されました広域連合への納付金2万7千円を追加するものでございます。

4款、1項、3目、償還金の23節、償還金、利子及び割引料の道支出金返還金につきましては、平成30年度に実施しました保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修におきまして、道からの補助金が超過交付となりましたことから、道への返還金1万4千円を追加するものであります。

以上、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算の内容につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第58号 職員の給与に関する条例及び訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書32ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 職員の給与に関する条例及び訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第58号 職員の給与に関する条例及び訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）及び訓子府町新規就農者等支援条例（平成27年条例第17号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月に施行され、成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うことが定められました。同法に基づく措置として「成年被後見人等の権利の制限に係る措置

の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」が令和元年6月14日に公布され、同法44条により地方公務員法が改正されたことなどに伴い、関連条例の改正をしようとするものでございます。

それでは、記以下の説明をさせていただきます。

職員の給与に関する条例及び訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例。

第1条では、職員の給与に関する条例の一部改正、第2条で、訓子府町新規就農者等支援条例の一部改正を規定しておりますが、33ページの新旧対照表によりご説明を申し上げます。

職員の給与に関する条例の一部改正、上の表になります。地方公務員法が改正されたことに伴い、職員が成年被後見人等に至ったことをもって当然に失職することがなくなったことから所要の改正を行うものであります。

第15条の下線部は、地方公務員法第16条（欠格条項）第1号に規定される「成年被後見人または同保佐人」が削除されたこと、それに伴う同法28条（降任、免職、休職等）第4項の免職に関する規定を削除するものでございます。

第15条の2第2号および第16条第1項および同項第1号も同様に関係する字句を削除するものでございます。

次に、下の表になります。

訓子府町新規就農者等支援条例の一部改正、第5条（新規就農者に認定できない者）第1号の「成年被後見人及び被保佐人並びに被補助人」を削除し、以下の号を繰り上げるものでございます。

32ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思えます。

この条例は、地方公務員法改正の施行日である令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上、議案第58号 職員の給与に関する条例及び訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第52号、議案第58号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第59号、議案第60号、議案第61号

○議長（須河 徹君） この際、日程第13、議案第59号、日程第14、議案第60号、日程第15、議案第61号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第59号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についての提

案理由の説明を求めます。議案書 34 ページです。

総務課長。

○総務課長(伊田 彰君) 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第59号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について。

第1種会計年度任用職員の給与に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等について条例を制定しようとするものでございます。

記以下の説明につきましては、次の35ページをお開きください。

第1種会計年度任用職員の給与に関する条例。

第1条では、地方公務員法第22条第1項第2号の規定により採用された正規職員と同じ時間を勤務する職員の給与に関する事項を定めるものとしています。

第2条は、第1種会計年度任用職員の給料等に関する規定でございます。

第3条では、給料表、職種等の規定でございます。第1項では「職員の給与に関する条例」を準用することとし、第2項で第1号から第3号の職種と給料号俸と昇給上限額を規定してございます。第3項、第4項は規則への委任を定めたものでございます。

第4条から第6条は、給料の支給について定めたものでございます。

第7条から第9条につきましては、各種手当について定めたものでございます。

第10条では、給料の減額に関する規定、第11条では、時間外勤務手当、第12条では、休日勤務手当、第13条は、宿日直手当を定めています。

第14条は、勤務1時間当たりの給料額の算出方法を定め、第15条は、期末手当の支給について定めてございます。

第1項では、第1種会計年度任用職員の期末手当は、6月1日、12月1日の基準日に在職する任用期間が6か月以上の職員に支給する規定であり、規則で定める支給日につきましては、正規職員と同じ6月10日、12月10日としています。

第2項では、第1種会計年度任用職員、次の議案第60号で提案申し上げている第2種会計年度任用職員の年度をまたぐ任用について、当該年度の任用期間が6か月未満であっても前年度の第1種会計年度任用職員および第2種会計年度任用職員の任期の定め合計が6か月以上となった場合に6か月以上の任期の定めのある第1種会計年度任用職員とみなすものでございます。

第2種会計年度任用職員から規則で除く者は、任用期間中の1週間当たりの平均勤務時間が31時間未満の者とジェットプログラムの語学指導助手を定めてございます。

第3項は、期末手当の割合の規定と第1号から第4号で在職期間の期間率を定め、第4項では、基準日以前6か月以内に第2種会計年度任用職員の期間があった者は、給料および報酬の平均額を基準額とする定めでございます。

第16条、第17条は、期末手当の不支給、一時差し止めの規定でございます。職員の給与に関する条例第15条の2および第15条の3の規定の適用を受ける職員の例によるものとして定めてございます。

次に、附則となります。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第59号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第60号 第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書39ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第60号 第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について。

第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等について条例を制定しようとするものでございます。

記以下の説明につきましては、次の40ページをご覧くださいと思います。

第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例。

第1条では、地方公務員法第22条第1項第1号の規定により採用された正規職員より短い時間を勤務する職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項を定めるものとしております。

第2条では、第1項で、第2種会計年度任用職員の報酬を規定し、第2項で、特殊勤務報酬等のほか、費用弁償、期末手当の支給を定めています。

第3条では、第1項で、基準月額について職員の給与に関する条例に規定する給料表を準用することとし、第2項で、第1号から第3号の職種と給料号俸と昇給上限額について、先ほど提案説明をさせていただいた第1種会計年度任用職員の給与に関する条例に規定する額と定め、規則では、第1号の事務職で事務補助員、第2号の専門職で教育保育支援員、こども園保育教諭のほか園長、語学指導助手、第3号の労務職では土木技能員、牧場技能員や調理員など20の職務に分け、基本号俸、標準的な職務のほか経験加算額などを規定してございます。

第3項から第5項では、月額、日額、時間報酬の算定方法を定めています。

第8項、第9項の規則で定めるものは、語学指導助手でジェットプログラムの事業により外国語教育業務を行う職務として規定をしてございます。

第4条では、正規勤務報酬の計算期間を職員の給与に関する条例に準じ、月の1日から月の末日までとします。

第2項の支給日は規則で月額で定めのある第2種会計年度任用職員は21日、それ以外は10日と定めております。

第3項から第5項につきましては、報酬の支給について定めております。

第5条、第6条につきましては、報酬、期末手当等の支払い方法、控除項目を規定してございます。

第7条では、通勤に係る費用弁償は職員の給与に関する条例第9条の3の規定と同様であり、ひと月の勤務日数が21日未満の規則で定める費用弁償の額については日割りで支給すると規定してございます。

第8条、特殊勤務報酬につきましては、職員の給与に関する条例の例により、第9条の規則で定める特地勤務地は、共同利用模範牧場とし、報酬の額につきましては月額6千円と規定しております。

第10条は、正規勤務報酬の減額を定め、第11条は、時間外勤務報酬の規定であります。第2項では、正規の勤務が割り振られた日の時間外が100分の125、その他が100分の135、また月の時間外が60時間を超える分が100分の150でいずれも午後10時から午前5時までの時間外については100分の25を加えた割り増しを規定しております。第2種会計年度任用職員につきましては、短時間勤務となりますので、1日の7時間45分に達するまでの時間と1週間の勤務時間が38時間45分に達するまでの時間については、割り増しがないことを規定してございます。

第12条は、休日勤務報酬、第13条は、宿日直報酬を定め、第14条では、勤務1時間当たりの報酬額を定めております。

第15条につきましては、期末手当の支給について定めています。

第1項では、第2種会計年度任用職員の期末手当は、6月1日、12月1日の基準日に在職する任用期間が6か月以上の職員に支給する規定であり、規則で定める支給日は正規職員と同じ6月30日、12月10日としています。

第2項では、第2種会計年度任用職員、議案第59号で提案している第1種会計年度任用職員の年度をまたぐ任用について、当該年度の任用期間が6か月未満であっても前年度の第1種会計年度任用職員、第2種会計年度任用職員の任期の定め合計が6か月以上となった場合に6か月以上の任期の定めのある第2種会計年度任用職員とみなすものであります。

第2種会計年度任用職員から規則で除く者につきましては、任用期間中の1週間当たりの平均勤務時間が31時間未満の者とジェットプログラム事業の語学指導助手を規定してございます。

第3項は、期末手当の割合の規定と第1号から第4号で在職期間の期間率を定めております。

第4項では、期末手当基礎額の算出を基準月額に規則で定める割合を乗じた額と定めています。規則では基準日現在の1週間当たりの正規の勤務時間の平均時間数を38時間45分で除した割合と規定しております。

第5項では、基準日以前6月以内に第1種会計年度任用職員の期間があった者および日額報酬、時間報酬で任用された者は、給料および報酬の1か月当たりの平均額を基準額とする定めてございます。

第16条、第17条は、期末手当の不支給、一時差し止めの規定でございます。職員の給与に関する条例第15条の2および第15条の3の規定の適用を受ける職員の例によるものと定めております。

第18条は、出張に係る費用弁償の定めてございます。費用弁償の額は町職員の旅費に関する条例の例によることを定めております。

第19条は、必要な事項を規則に委任する定めでございます。

失礼しました。先ほど期末手当の支給日で私の方6月30日という表現しましたが、10日の誤りでございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

次に、附則となります。この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第60号 第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書45ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第61号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い関係条例の整備を行うため、11の条例を改正しようとするものでございます。

記以下の説明をさせていただきますので、46ページをご覧くださいと思います。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

条例本文は、46ページから51ページで、各条ごとに関係条例の改正を行っているものです。52ページからの新旧対照表によって、説明をさせていただきますと思います。

左側が改正案で右側が現行の規定でございます。

1番上の枠でございます。

第1条は、訓子府町議会議員政治倫理条例の一部改正でございます。

第3条第1項第4号の下線部にあります現行の「臨時職員」を「臨時的任用職員及び非常勤職員」に改めるものでございます。

2段目の枠になります。

第2条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第2条第2項の下線部に地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、これは先ほど提案説明をさせていただいた第1種会計年度任用職員を加えるものでございます。

3段目の枠になります。

第3条では、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第3条第1項下線部につきましては、字句の表記を改め、第4項に地方公務員法22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、先に提案をさせていただいている第1種会計年度任用職員と第2種会計年度任用職員でございます。の第1項の規定「3年を超えない範囲内」とあるのを任命権者が定める任期の範囲内とすることを加えるものでございます。

次に、53ページを開いていただき、第4条につきましては、字句の表記を改めたものでございます。

2 段目の枠になります。

第 4 条は、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第 3 条の下線部に地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号、これは先に提案説明申し上げている第 2 種会計年度任用職員の部分でございます。に掲げる職員については、これらに相当する報酬の額を加えるものでございます。

続いて、3 段目の枠になります。

第 5 条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第 2 0 条下線部の「町長の承認を得て、任命権者が定める。」というのを「町長が定める。」に改めるものでございます。

続いて、4 番目の枠になります。

第 6 条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第 2 条第 3 号（育児休業をすることができない職員）に次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員を加えるものであります。

「ア」で次のいずれにも該当する非常勤職員として（ア）引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員、（イ）は 5 4 ページにまたがりませんが、その養育する子が 1 歳 6 か月に達する日（第 2 条の 4 の規定に該当する場合は 2 歳に達する日）までに任期が満了すること及び引き続き採用されることがあきらかでない非常勤職員、（ウ）で、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員とし、規則では 1 週間の勤務日が 3 日以上、1 年間の勤務日が 1 2 1 日以上非常勤職員と規定をしております。

次に、「イ」第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員、これは後ほど条文の説明をさせていただきます。

次に「ウ」その任期の末日を育児休業の期間の末日とする非常勤職員が任期の更新、または任期満了後に引き続き採用されることになった場合に引き続き育児休業の初日とする育児休業をするもの。

追加された第 3 号のア、イ、ウの規定に該当する非常勤職員以外が育児休業をすることができない職員となるものでございます。

5 4 ページ後段の第 2 条の 3 は、育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日であり、第 1 号では、第 2 号、第 3 号以外は 1 歳到達日と定めるものでございます。第 2 号では、5 5 ページにまたがりませんが、非常勤職員の配偶者が養育する子の 1 歳到達日前に育児休業法による育児休業をしている場合については、当該子が 1 歳 2 か月に達する日と定めております。

第 3 号では、1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育するため非常勤職員が養育する子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする場合は次のいずれにも該当するときは 1 歳 6 か月の到達日とするものでございます。アで、当該子について当該非常勤職員が、1 歳到達日において育児休業をしている場合、または配偶者が 1 歳到達日に育児休業法による育児休業をしている場合。

イで、当該子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認める場合として規則で定める場合に該当する場合。規則では、保育園の申込みを行っているが、保育が実施されていない場合。当該子の配偶者であり養育する予定であったものが死亡、または、負傷、疾病、身体、精神上の障がいにより養育することが

困難になった場合、または配偶者が当該子と同居しなくなったとき、または配偶者が6週間以内に出産する予定、または産後8週間を経過していないときを規則の方で規定をしてございます。

次に、56ページになります。

第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が子の1歳6か月到達日に育児休業中であり、その翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得する場合であり、次のいずれにも該当する場合は2歳の到達日とするものがございます。

第1号では、当該子の1歳6か月到達日に非常勤職員が育児休業をしている場合、または配偶者が当該子の1歳6か月到達日に育児休業法による育児休業をしている場合。

第2号では、当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合、規則では、前号の第2条の3第3号と同様の規定をしてございます。

中段になります。第2条の3を第2条の5に改めます。

続いて後段になります。第3条（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）。

第7号で、第2条の3第3号および第2条の4に該当することを加え、第8号では、任期の末日を育児休業の期間の末日としている非常勤職員が当該任期が更新、引き続き採用されたときに当該任期の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をすることを加えるものがございます。

57ページをお開きください。

第7条（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）第2項の下線部で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員、これは第2種会計年度任用職員を除くということを加えるものがございます。

中段になります。

第8条（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）下線部の地方公務員法第22条第1項に規定する会計年度任用職員を除くことを加えるものがございます。

後段になります。

第16条第1項の下線部は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしているを削り、第1号で育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員、第2号次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員とし、アで引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、イで勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員を追加し、規則では、1週間の勤務日が3日以上、1年間の勤務日が121日以上あり、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上と規定をしております。

後段から58ページにまたがりませんが、第17条第1項の下線部は、部分休業の承認で正規の勤務時間に非常勤職員にあっては当該非常勤職員について定められた勤務時間を加え、第2項の下線部は法律番号と介護時間の承認を受けて勤務しない職員に非常勤職員を除くことを加えたものがございます。

第3項は、非常勤職員の部分休業の承認について、1日につき定められた勤務時間から

5時間45分を引いた時間を超えない範囲で、かつ2時間から育児時間または介護時間を引いた範囲内で行うものとするものでございます。

後段、第18条では、(部分休業をしている職員の給与の取り扱い)で第2号で第2種会計年度任用職員の報酬、次の59ページにまたがりませんが、第3号で第1種会計年度任用職員の給与について読み替え規定を定めてございます。

第20条では、表記の整理を行ったものでございます。

下の枠から62ページまでの枠になりますが、第7条では、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正でございます。地方公務員法の改正によりまして、非常勤特別職員は専門的な知識、経験等に基づく助言、調査、診断等を行うものに厳格化されたことにより大幅に改正をしております。

別表1の専門委員を削り、学校運営協議会委員とスポーツ推進委員を加え、別表2では旅費の額を議員から町職員に改め、次の61ページから62ページにまたがりませんが、別表3では、現行の規定から左側の改正案のとおり専門委員から鳥獣被害対策実施隊までに改めるものでございます。

62ページ下の枠になります。

第8条は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第20条の3の下線部の見出しを臨時的任用職員に改め、地方公務員法第22条を第22条の3第4項に改め、及び非常勤職員を削るもので、63ページをお開き下さい。

第22条の3の2(非常勤職員の給料)を新たに定めるものです。

2段目の枠となります。

第9条では、町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。

第1条第2項第8号に第1種会計年度任用職員を加え、第3条第4項に法律番号を加えるものでございます。

下の枠になります。

第10条は、訓子府町交通安全指導員設置条例の一部改正となります。

第2条第1項の下線部で非常勤の特別職員から第2種会計年度任用職員に改め、第2項で任期について定め、第4条では任務を職務に、次の64ページでは、第7条で出張に係る費用弁償と出勤に係る費用弁償を定めております。

2番目の枠になります。

第11条は、訓子府町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正となります。

第2条の下線部で字句の表記を改め、第3条で、会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定めるものでございます。

51ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思います。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(須河 徹君) 以上で、議案第59号、議案第60号、議案第61号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第62号、議案第63号、議案第64号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第16、議案第62号、日程第17、議案第63号、日程第18、議案第64号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第62号 訓子府町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書65ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案第62号 訓子府町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町簡易水道事業給水条例（昭和59年条例第18号）の一部改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、水道法が改正になったことと、本町が簡易水道事業認可になったことの2点の事由から条例を改正するものであります。

1点目の水道法の改正部分につきましては、指定給水装置工事事業者制度に5年の更新制が導入されたことにより、その更新手数料を含めた所要の改正をしております。

なお、給水装置といいますのは、町が布設した配水管から分岐した部分、そこから住宅内の蛇口までの給水管、止水栓、水道メーターなどをいいます。

二つ目に布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件が拡大されたことにより、所要の改正をしております。

2点目の簡易水道事業認可の部分については、布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件において、それぞれの経験年数が水道事業認可の2分の1で満たされることになることから、所要の改正をするものでございます。

改正条文につきましては、66ページのとおりとなっておりますけれども、説明については、新旧対照表、67ページにより行いたいと思っておりますので、ご覧ください。

まず、7条については、町長が給水装置工事事業者の指定したものについて、指定の更新も含むことの文言を追加しております。

次に、指定給水装置工事事業者の指定更新申請の規定および更新手数料徴収の規定について、第7条の2として追加しております。

関連しまして、70ページの方をご覧いただきたいと思いますが、一番下に別表2の区分の欄の文言に「及び更新」の字句を追加しております。

なお、その手数料は1件につき1万円と規定しております。

67ページに戻っていただきまして、中盤以下、39条は、布設工事監督者、69ページの第40条は、水道技術管理者について、それぞれの資格要件を規定しておりますが、資格要件の拡大の部分につきましては、短期大学の該当の中に専門職大学の前期課程を含むこととしたこと。これは学校教育法の改定によるものであります。

また、簡易水道事業認可の部分については、それぞれの必要な経験年数を2分の1に改めるものでございます。

66ページに戻っていただきまして、下の附則として、施行期日ですが、この条例は交付の日から施行することとしております。

以上、議案第62号の提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第63号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書71ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） オホーツク町村公平委員会規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第63号、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

はじめに、下の説明をご覧いただきたいと思います。

変更の内容といたしましては、オホーツク町村公平委員会事務局職員の人数を改める規約を変更するための議会の議決を求めるものでございます。

それでは、記以下の説明をさせていただきます。

オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約。

オホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）の一部を次のように変更するものでございます。

左の72ページのオホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第4条第2項中「2人」を「4人以内」に改めるものでございます。

次に、附則をご覧いただきたいのですが、この規約は令和2年1月1日から施行することとしております。

以上、オホーツク公平委員会規約の変更について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第64号 財産の処分についての提案理由の説明を求めます。議案書73ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案第64号 財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について説明させていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（皆伐材）その2であります。

本件の伐採箇所は、駒里町有林32林班4小班、北見市西相内町有林32林班8小班的合計4.57haでございます。

処分の相手方につきましては、11月15日執行の入札において、6社に応札いただき、物林株式会社営業本部国産材営業部北海道営業室長 奥村克彦氏で、契約金額は1,357万円でございます。

予定価格につきましては、1,086万4千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツ552.417m³、トドマツ983.448m³、雑木11.113m³、合計で1,546.978m³でございます。

なお、用途別で申し上げますと、用材が1,223.252m³、パルプ材が323.726m³となっております。

以上、議案第64号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第62号、議案第63号、議案第64号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長との協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第20、認定第1号から日程第25、認定第6号までの一括議題および日程第26、報告第13号、日程第27、報告第14号を先に審議したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第20、認定第1号から日程第25、認定第6号までの一括議題および日程第26、報告第13号、日程第27、報告第14号を先に審議すると決定しました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、 認定第6号

○議長（須河 徹君） この際、日程第20、認定第1号、日程第21、認定第2号、日程第22、認定第3号、日程第23、認定第4号、日程第24、認定第5号、日程第25、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。議案書75ページから86ページまでです。

本案は、令和元年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により「決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中の継続審査を行ったものです。会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

3番、工藤決算審査特別委員会 委員長。

○決算審査特別委員会委員長（工藤弘喜君） ただいま、議長からご指示がございましたので、平成30年度各会計決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告を申し

上げます。

令和元年9月10日開会の第3回定例会において、当委員会に付託を受けた「認定第1号 平成30年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成30年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6件の審査の結果を報告いたします。

今年度の各会計決算審査特別委員会は、10月31日から11月6日までの土日・祝日を除く4日間にわたり、閉会中の継続審査として、特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行にかかわる関係書類などを審査した後、審査の必要上、提出を求めた支出伝票についても検査を行い、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で、疑問等が生じた事項については、関係各課職員の出席を求めて、内容を聴取いたしました。

詳細な審査および質疑の内容につきましては省略をいたしますが、11月6日には、委員会としての表決を行い、付託された「認定第1号」から「認定第5号」までの5会計の決算はいずれも「原案のとおり認定すべきもの」、また「認定第6号」については、「原案のとおり可決及び認定すべきもの」として全会一致で決定をいたしました。

なお、決算審査特別委員会において、意見の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として申し上げますので、今後の行政執行にあたって配慮していただきたいと思っております。

1、歳入では、一つ、税や使用料等の徴収に職員の不断の努力とその成果が大いに見られ、引き続き徴収に努めることを望むものであります。

二つ、重複滞納者に対し、関係課が現在も連携の中で徴収にあたっており、個人情報などの課題があることは理解しておりますが、今後も連携体制を引き続き維持し、効率的な徴収に努めるとともに、滞納者の生活実態にも配慮した対応を望むものであります。

三つ、町の施策の実施にあたり、財源確保のため国や道の動向を把握し、支援施策を積極的に取り込むことを望むものであります。

2、歳出では、一つ、福祉の各種事業などは、町民にその制度を有効に活用してもらうため、引き続きサービス利用促進に向けた周知を望むものであります。

二つ、町の産業振興に対する補助事業については、人口減少や移住定住さらに町の活性化対策のため、各関係団体と協議をし、その効果が発揮できるように事業の継続を望むものであります。

三つ、水道事業では厳しい財政状況ではあるものの、重要なライフラインとして老朽管の更新や有収率の向上等、「水道ビジョン」の着実な推進を望むものであります。

最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員一人一人の努力は、十分に評価できるところです。

今後においても、より一層の財政健全化を図りつつ、歳入・歳出のバランスに留意し、町民のための「まちづくり」に向け、創意、工夫と一層の努力をお願いするものであります。

また、今後予定されている「第5次行政改革大綱」の策定においても、「財政健全化」と「まちづくり」の両面を見据えた検討を望むものであります。

以上、決算審査特別委員会に付託をされた認定第1号 平成30年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号 平成30年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの審査の経過と結果を報告申し上げ、訓子府町会議規則第41条第1項の規定による報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 以上のとおり認定第1号から認定第6号までの委員長報告は、お手元の議案書の委員会審査報告書のとおり認定第1号から認定第5号までについては「原案のとおり認定すべきもの」および認定第6号については「原案のとおり可決及び認定すべきもの」と委員会として決定いたしました。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

質疑は、委員長に対する質疑といたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回までといたします。

まず最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の採決をいたします。

委員長報告のとおり、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号までの5件については、認定することに、認定第6号については、可決及び認定とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号までの5件については認定することに、認定第6号については可決及び認定とすることに決定いたしました。

◎報告第13号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第26、報告第13号 専決処分の報告についてを議題といたします。議案書87ページです。

提出者からの報告を求めます。

建設課長。

○建設課長(渡辺克人君) 報告第13号の提案説明を申し上げます。議案書87ページをお開きください。

報告第13号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

89ページの専決処分書をご覧ください。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決を経た工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

本契約に係る工事名は、幸栄団地公営住宅建設工事であり、契約の相手方につきましては、久島工業株式会社 代表取締役 久島正之氏であります。

契約金額につきましては、今年の6月議会において議決いただきました、契約金額8,370万円を8,525万円に契約変更したものであります。

概要につきましては、記載のとおりでございますが、今回の契約変更の要因につきましては、本年10月1日より、消費税法の改正によりまして、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げされたことに伴い、契約金額が155万円増の8,525万円となったものでございます。

以上、報告第13号 議会の議決を経た工事請負契約の変更について、専決処分の報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(須河 徹君) 以上で、本報告を終わります。

◎報告第14号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第27、報告第14号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書90ページです。

事務局長に報告を朗読させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） 議案書の90ページをお願いします。

報告第14号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和元年12月10日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和元年10月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和元年10月10日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次のページ、91ページから93ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、94ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和元年11月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和元年11月11日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次のページ、95ページから97ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。続きまして、本日追加で配付させていただきました12月分の例月出納検査結果報告についてご説明申し上げます。98ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和元年12月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 須河 徹 様

令和元年12月9日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

次のページの99ページから101ページにつきましても、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第19、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは一般質問の発言を許します。

2番、泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 2番、泉です。通告書に従いまして一般質問させていただきます。

公営住宅の暮らしやすさと将来像について伺います。

訓子府町でも人口減少が進む中、定住対策に取り組む本町にとって、「町民が安心して快適に暮らしているか」は今後の人口問題を考える上で大変重要と思われれます。

町の人口の10%程度は公営住宅等に住んでおり、その住環境整備の必要性を求める町民の声が多く聞かれますので、次の点について伺います。

一つ、現在入居している町民の声、要望等をどのように把握していますか。

二つ目、平成24年に公営住宅等長寿命化計画が策定されましたが、これまでの評価と今後の課題は何ですか。

三つ目に、時代の変化に伴い、求められる住宅も変化していますが、町有の住宅も含めて、定住されるための将来的な住宅をどう考えますか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、公営住宅の暮らしやすさと将来像について、3点のお尋ねがありましたのでお答えします。

1点目の「現在入居している町民の声をどのように把握していますか」とのお尋ねですが、平成24年度に「訓子府町公営住宅等長寿命化計画」を策定しておりますが、計画策定にあたり、町の公営住宅、町有住宅の全入居者を対象として、住宅に対する評価や改善意向等の傾向を把握するためのアンケート調査を実施しております。

また、平成29年度から開始されました幸栄団地住宅建替・改修事業においても、同様

に幸栄団地に入居されている方々を対象に、住宅の建て替えや改善等の意向調査を行っております。

その他、公営住宅や町有住宅に関する日常の維持管理において、入居者から直接話を聞くなど、住宅に関する要望等を把握しているところです。

2点目の「平成24年に公営住宅等長寿命化計画が策定されましたが、これまでの評価と今後の課題は何ですか」とのお尋ねですが、平成24年度に策定した「公営住宅等長寿命化計画」は、町の公営住宅等の基本的方向および公営住宅等の今後の活用方針や維持管理方針を定めた計画であります。

この計画に基づき、末広団地や幸栄団地の建て替え・改修事業、穂波団地の屋根外壁等の長寿命化事業を事業ごとに1年に1棟ずつ実施しておりますが、これまで概ね計画どおり進められており、入居者からも良い評価をいただいているところです。

今後の課題としましては、浴槽や給湯設備のない、築30年以上経過した町営住宅がいまだに多くあるため、これまでの社会情勢の変化や事業の進捗状況等を踏まえ、今後予定されています日出団地や末広団地の改修等について、住民の意向を伺いながら、良質な住環境整備を進めてまいります。

3点目の「時代の変化に伴い、求められる住宅も変化していますが、町有の住宅も含めて、定住されるための将来的な住宅をどう考えますか」とのお尋ねですが、本町においても人口減少とともに、少子高齢化が進んでおり、公営住宅等を取り巻く状況も大きく変わってきております。

町が策定した「公営住宅等長寿命化計画」は、公営住宅のほか、町有住宅を含めた計画となっており、その中で、四つの基本目標を掲げ、公営住宅等を取り巻く課題に対応することとしております。

一つ目に「公営住宅等ストックの計画的・効率的な活用」、二つ目に「安全と快適性を備えた優良ストックの形成」、三つ目に「誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの構築」、四つ目に「団地および地域コミュニティの活性化を促す公営住宅整備」となっており、この四つの目標に向かい、現在および将来にわたって、住宅に困窮する世帯が、安全・安心に暮らせるよう環境づくりを進めることが大事なことで考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） いくつか再質問をさせていただきたいと思います。

まず一つ目の入居者の声についてですが、私は夏から秋にかけて個人の議員だよりを作りまして、それを配りながら、まちの皆さんとお話をしたところ、公営住宅について心配する声が多かったので、実際に入居している方にお話を聞いてみようと思ひまして、町内の各団地を回ってみました。日中不在の方も多かったんですけども、たくさんの方からご意見をいただきましたので、町民の皆さんを代表していくつかお話をさせていただきたいと思ひます。全体的に見てみると私がお話を聞いた中の半数ぐらいの方はおおむね満足しているという印象を受けました。あとは具体的な声としましては、舗装されている駐車場の入口にくぼみがあって大きな水たまりができるのが不快である。あと水道の蛇口が使いにくいという方がいらっしやいまして、これは築5年ぐらいしか経っていない新しい住

宅なんですけれども、入居した当時から何か蛇口の先にシャワーヘッドのようなものを取り付けて周りにはねないようにしたかったんですけども、あう器具がみつからなくて、業者の方に相談しても、水道の蛇口だけの問題だけじゃなくて、もっと根本のところから取り替えないと対応できないということで、5年ぐらい経つけれども、いまだに洗い物をする時に周りがびしょびしょになっているのがすごくストレスだということを強く訴えている方がいらっしゃいました。それから玄関のドアが凍結して冬になると開かなくなってしまふという住宅がありました。気温が下がった時に玄関ドアの周りが凍り付いて固まってしまふ、外に出る時にドライバーで周りをずっと削って、それでやっと外に出れるっていうぐらいひどい状況っていうことなので、何か造りに問題があるんじゃないかという心配をされておりました。あとはストーブが古くて灯油のにおいがするので、漏れていないか心配で火事になるのではという不安があって、夜眠れないという方がいらっしゃいました。聞くと、入居されてから18年間は同じものを使用していて、前に役場の方に相談したこともあったんですけども、壊れている訳ではないので使ってほしいということのお話で何とかだまされ使っているようなんですけども、火事になるのを未然に防ぐためにも、もう一度確認してもらって、大丈夫なら大丈夫という確約がほしいみたいなので、ちょっと確認してもらったらいいかなと思いました。予算も毎年、数台分とっているみたいなので、その中でもし取り替え等できるようなならお願いしたいと思います。それから役場に何かの修理を依頼した時に話がスムーズに進まずにストレスを感じたという方がお二人いらっしゃいました。実際に業者の方が来ると、話はスムーズにわかってもらえたんですけども、なかなか専門的なことだったのかもしれないんですけど、それにストレスを感じているという方がいらっしゃいました。あとはインターネット環境の整備を急いでほしいという声がありまして、それは全町的な問題にもなっていると思うんですけども、今、インターネット環境はあつて当然という意識があるのかなと思って聞いておりました。それから入居者同士のコミュニケーションが足りないような気がするという声もお年寄りの方からありまして、100歳体操とかで集まっている方もいるみたいなんですけど、いつも同じメンバーばかり集まっているし、出てこない人のことを心配するような声だったかと思います。それから毎年春になるとトイレの床の部分から水が染み出てくるという住宅がありまして、これは何か雪解けの時期になると春の雪解けの時期、1週間ぐらいだけなんだそうですけど、毎年同じ時期ぐらいになると下から湧き出てくるような感じになっていて、水を流すとか流さないとかに関係なく湧き出てくるそうです。ただ時期的には短いので、また今年もかという感じでだまされ使っているそうです。それから灯油タンクの下の配管、くるくるっとまかさっている配管のところが悪化しているので直してほしいというお話で、これは私も実際に見せてもらったんですけど、何か衝撃があったような感じであつて曲がっている感じだったので、ちゃんと配管としての機能を果たしているのかなと心配になるぐらいの感じだったので、なるべく急いで確認してもらった方がいいのかなと思っておりました。あとは建築材料が安っぽい、建て付けが悪いという声が一番多かったんですけども、皆さん安い家賃で住んでいるので、あまり文句も言えないけどっていう感じで言っていましたけれども、公営住宅とはいえ、住宅の質の向上が求められているのかなという印象を受けました。それから日出団地なんですけど、出入口が砂利になっていて、そこを舗装してあげたらどうかという、これは入居者の方じゃなくて、近隣の

住民の方がずっと気にしているんだよねっていうお話をされておりました。砂利が減ると時々補充というか、して、きれいにはしてくれているんだけど、いまだき砂利なんてっていう感じだったので、舗装してやったらっていうお話でした。それと先ほど答弁書の方にもありましたけど、お風呂のない住宅があるので、それも早く改修してやったらいいんじゃないというお話がありまして、長寿命化計画の方を見てみると、2020年から改善予定となっているので、これは来年あたりから取り組んでいただけるのかなと思っていました。あと今の時期にちょっと聞かせてもらった方から多かった意見なのかもしれないんですけど、床が冷たいというおうちが結構多かったと思います。同じ建てた、同じ隣の方はどうなのかなと思って、隣の方に聞くと、隣は満足しているとかっていうケースもあったり、あと湿度が多くて家具の裏がカビてしまうという方もいたので、それも隣の方に聞いたんですけど、隣の方は大丈夫でした。なので、換気とか暖房の使い方とかの関係でそういうふうになっているのかもしれないので、ちょっとわからないんですけど、一応そんな声がありました。他にもいろいろ些細なことはあったんですけども、細かいような不具合とか寒さ対策については、皆さん各自工夫して暮らしている方が多いと思うんですけども、備え付けの設備は自分たちでは替えられなくて困っているという方が多いようでした。役場の方では入居の時と退去の時は確認などはしていると思うんですけども、日常的にまわって保守点検のようなことはされているのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、泉議員の方からいろいろな住民の声を聞いて話ありました。いろいろ、うち、担当者もですね、いろいろ、いろんところで住民の方と接してまして、私の方は聞いたりして対応しています。1点目にもある苦情、故障等についてはすぐに役場の方に来ますので、それに対してはすぐに対応することと、あと住宅、本来にかかる、本体の部分については、これについては、その住宅そのものの設備の関係とかというの替えられない部分があるので、それについてはどうしようもないですけども、替えられる部分についてはですね、個人で対応してもらったり、そういった形でいただいている部分もございます。そういったことで、これから今、話ありましたけども、そういった部分については、さらにですね、気に留めてですね、改めて聞くなり、確認するなりを担当としてはやっていきたいと思っていますけども、役場としてはですね、入退去については必ず説明して、退去する時にも確認しておりますけども、普段からもですね、事あるごとに日常の維持管理の中でお話をしているということと、こちらからお知らせするのに通知と草刈と、またあと凍結、今の時期でいうと水道の凍結とか、排気ガスの管が雪で詰まらないようにするというので、本来なら郵送なんですけども、郵送もしないでですね、必ず各戸まわってですね、住宅の状況等、外回りとか確認して定期的に確認してやっております。そういうことで基本的にはですね、事あるごとに対応しているということでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 私が思っていたよりも、ずっと対応を細かくしていただいているのかなという印象を受けました。ただ、私が話聞いて回った時には、あまり、話、こっちから電話すれば聞いてくれるけど、なかなか役場の方との交渉とかは言いにくいとあって

いう方もたくさんいて、よく来て聞いてくれたという方も多かったように思っています。この計画の策定の時にアンケート調査をしていると思うんですけども、これは計画策定の基礎資料とするためのものだったと思いますけれども、見るとすごくアンケートの回収率も高く、自由意見も相当あるんですけども、この策定の時も7年も前ではあるんですけど、その調査の結果を受けて、どのように対応したのかというのを聞きたいのと、あと7年経っているの、入居者の方の入れ替わりも、かなりあったと思いますが、今後のアンケートのようなものの実施の予定はあるかどうかをお尋ねします。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、アンケート調査の関係で、その結果どのように対応しているかということでございますけれども、そのアンケートを元にですね、建物の修繕、例えば福祉対応をすとか、それとも結露対策をすとか、そういうことをですね、改修にあたって各住棟ごとといいますか、その地域ごとにですね、整理をさせていただいて対応しているということと、それから7年経っているということでございますので、今回、長寿命計画については、おおむね5年ごとに見直すということになっておりまして、今回、今年で8年目、来年9年目になりますので、来年にですね、この辺の見直しも含めてですね、進めることになっております。そういった中ではもう一度アンケートをとりなおしてですね、9年も経っていますので、新しい人も入っていますので、そういう検討について、次のステップに進んでまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） アンケートをしていただけそうなので安心しました。役場の方では回って見る限りでは外側の傷み具合というのはわかりやすいと思うんですけど、内部はやはり住んでいる方にしかわからないことが多かったりすると思うので、実際に住んでいる方の声を聞いていただきたいと思います。個別対応も一度にするのは大変かと思いますが、長く大切に使用していただくためにも入居の時だけではなくて、アフターケアなどを考えていただきたいと思います。

それからもう一つは、入居を希望する高齢者、障がい者、低所得者などの多様な住宅困窮者の相談があると思うんですけども、それは役場の中の各課で情報を共有しながら行われているのかどうかをお尋ねします。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、個別対応は大変ですけども、入居者とのアフターケアもしてほしいということの質問でございますけれども、基本的に町としては法令に定められた、整備された住宅を提供しているということで行っておりますので、特段、支障があればですね、対応するというところでございますけれども、何かある機会にですね、いろいろな部分で話を聞いてですね、対応できるものはしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

また高齢者、障がい者、特に居住の安定を図る方の対応、各課連携で対応しているのかということでございますけれども、この辺につきましては、福祉関係、福祉保健課とですね、情報提供、連携しまして、いろいろ相談して、そういうふうに入居された方もケースとしてはいろいろあります。そういうことでご理解いただきたいと思います。

- 議長（須河 徹君） 泉愉美君。
- 2番（泉 愉美君） それでは、二つ目の長寿命化計画について、いくつかお尋ねしたいと思いますが・・・
- 議長（須河 徹君） ちょっと待ってください。
- 町長（菊池一春君） 二つ目入る前に。
- 議長（須河 徹君） 入りましたけれども・・・。いいですか。じゃあ町長。
- 町長（菊池一春君） ちょっと反問権使わせてもらっていいでしょうか。
- 議長（須河 徹君） どうぞ。
- 町長（菊池一春君） 泉議員が聞き取り調査というのやったのはいつ頃でどれぐらいの期間かけたかということと、250戸ほど町営住宅あるんですけども、全部回ってますかね。これちょっと教えてほしいと思ったんですけど。どのぐらいの期間かけて、そして全部回ったのかな。
- 議長（須河 徹君） よろしいですか。
- 泉愉美君。
- 2番（泉 愉美君） 期間は9月から11月ぐらいにかけてですが、毎日回っている訳ではなくて、都合のつくときに回っているんですけども、2か月ぐらいをかけてゆっくり回りました。それから戸数なんですけども、各団地は回りましたが、不在のところも多かったので、多分100戸ぐらいは回ってお話を聞いていると思います。
- 議長（須河 徹君） 町長。
- 町長（菊池一春君） ありがとうございます。
- 今、冒頭の質問で細かく言うと12項目上がったんですね、水はけの悪さとか、駐車場の溝、玄関のドア、それからストーブが古い、そういうこと含めて、それと役場の職員に言いにくいと、これやっぱり町営住宅、なかなか入りにくい中で入っているから、言いにくいという感情がよくわかります。アンケートもさることながら、こうした細かなことで実態として生活に困るといって、本当に苦労しているということがよくわかります。あらためて、そのいただいた資料を提供していただけるなら、うちの職員行かせますよ、そしてできるだけ早く対応して改善できるものは改善する。して、より住みやすくしてもらおうということが基本でないかと僕は思います。職員頑張っていますよ、けどね、気が付かないことや、言えないこともあるから、きつともって泉議員が行った時、いろんな相談されたと思いますので、それは誰が行っても、困っていることは困ってて、直せるものは直していかなきゃならないと思いますので、対応していきたいというふうに思います。ただこれだけのご理解いただきたいんですけど、国の制度や状況によっては、建て付けやいろんなことで難しい問題もあるかもしれません。でもできるだけ、うちの職員たちにその情報を提供していただいて、うちの方も誠実に誠意を持って、やれるとこをやれるという体制を作っていくべきだと考えておりますので、これについてはちょっとご理解ください。
- 議長（須河 徹君） 泉愉美君。
- 2番（泉 愉美君） 今、町長の方から具体的に対応するというお話をいただきましたので、私もこんなにたくさんお話いただいたんですけども、この場でどの建物の誰っていうふうに言うことはできないので、どういうふうにこのあとしたらいいのかなと思っていたものですから、聞いていただけるということでしたら、私の情報を提供させていただい

て、実際に動いていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 渡辺課長に言ってください。いいですか。そうすると職員いますから、手が足りなかったら地域担当職員等もいますので、できるだけもう寒くなってきていますから、できるだけ早く対応するべきだというふうに私自身は考えますので、遠慮しないで言ってください。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） それでは、二つ目の長寿命化計画についてのお話をさせていただきたいと思います。

ここ数年で、先ほどもおっしゃったように、末広団地や幸栄団地の建て替えが進み、長寿命化計画どおりかと思われますけれども、住み替え時の住民説明や住民理解はスムーズに進んだのかどうかをお尋ねしたいと思います。中には説明不足だという声も聞こえておりまして、入った時に入居のしおりはあったけれども、言葉が難しくて理解できなかったとか、機器の取り扱い説明書はあったけれども、難しくて、女性の一人暮らしとかだと使い方がわからなかったの、立会いで説明してほしいかという声なんかもあったものですから、その辺の住み替えがスムーズにいったかどうかをお尋ねします。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、住み替えが順調にいったかということでございますけれども、住み替えにあたっては、事前にですね、皆さんと説明会を何度も話しまして、住み替えにあたっては、希望する方もいれば、できればこのまま住んでいたいという方と、いろんな方がいる中で、そういった中で全体をまとめながら、一棟、一棟、整理していくという、大変ちょっと簡単ではない作業なんですね、そういった中でやっぱり説明が一番大事なものですから、説明については十分にご理解いただいて、進めてきたという状況でございます。

また入居にあたっての1棟、1棟の設備の説明ということでございますけれども、基本的に説明はしていますけれども、難しい部分については、至らない部分あるかもしれないですけども、聞かれて答えないことはありませんので、聞いていただければ間違いなく答えていると思いますし、もしそういう声があるというのであれば、今後ですね、そういうことも含めてですね、住民に対して説明していきたいと思っていますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 説明会もされているようですし、個別に入居の時に立会いで説明していただいているということでしたので、入居しての方の聞くのが足りなかったのかもしれないというふうな印象は受けました。

それから次に、この計画の中にあつた高齢者対応について伺いたいんですけども、高齢者対応、バリアフリーや手すりの設置についてなんですが、新築や建て替えの住宅はもう既に対応されているとは思いますが、古い既存の住宅の進捗状況を教えてください。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、バリアフリーの関係の説明があつたと思ひますけ

ども、新築、建て替えについては居室内のバリアフリー化とかっていうことで、この計画に載ったとおりの形で進めてはいますけども、古い住宅についてはですね、今の現在では、この事業入っていないもんですから、特段の対応はしてませんけども、通常、今までのケースで言いますと、入っている方が介護保険などを利用して手すりをつけたりということ、されているという状況でございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） では、まだ実際に住まわれているところでバリアフリーや手すりが対応されていないところはあるということかと思えます。これは入退居のタイミングでされていくのかなと思えますので、今後も計画どおりに進めていただきたいと思えます。

それと三つ目の将来的な住宅についてもいくつか伺いたいと思えます。

時代の変化とともに、2人世帯や単身世帯が多くなってきました。今後もますますその傾向が強くなると予想されますけれども、そのような小規模世帯の増加への対応をどのように考えていますか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、単身とか夫婦世帯とか、世帯が小さくなっているといえますかね、少人数ということで、どういうふうを考えているかということでございますけども、その辺もですね、長寿命化計画といえますか、小さい1LDKとかっていう部分についてもですね、将来的な戸数ですか、推計いたしまして、今、当時の予定では平成23年の計画時点の単身者は高齢者で32人だったんですけど、今、現実的には53人と増えてきているという状況もありますので、長寿命化の改善等に当たっても、居室の小さいところに3LDKに住んでいる方、高齢者を小さい1Lとか2Lの方に住み替えていただくとか、そういうことも含めて検討しているところでございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 今、お話あったように、高齢化も進んでいますし、生活スタイルも多様化してきておりまして、求められる住宅も変わってきているかと思えます。定住されるために良好な生活環境を提供する必要があると思えますけれども、建て替えの時に内部的なもので何か工夫されているところとか、昔とは違って、ここは改善されているよというところがあれば教えてほしいと思えます。11月だったと思うんですけど、産業建設常任委員会では建て替えた幸栄団地を視察させてもらっていると思うんですけども、私ちょっと委員会が違って見せてもらってないもんですから、もし何か工夫や改善されているところがあったらお知らせください。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、建て替えになった公営住宅、どういうふうに改善されているかというご質問かと思えますけども、公営住宅の整備基準というのはですね、国の方で世代ごとに、その時の状況、求められる整備基準に基づいて、法も改正になって、整備基準もどんどん変わってきているということでございます。うちの町で言うと昭和40年後半から50年、昭和の60年、平成という部分で一気にですね、住宅が、公営住宅を建てた経緯がありますけども、その時の整備基準としましては、浴室はあるんですけども、浴槽がない、それとあと設備基準もですね、今で言いますと給湯設備あるんですけど、

当時は給湯設備がなくて、自分でですね、ガス湯沸かし器を付けたとか、そういうようなことで進んでおりましたけども、平成6年の穂波団地の改修あたりからですね、その辺が大きく整備基準変わりました、ユニットバスになったりですね、3箇所給湯施設ということで、流し、洗面所、風呂場、これが集中の給湯器になってきたという経緯でございます。そういうことで設備等も増えてきているのと、今新しくなっている部分では、やっぱり断熱効果ですね、特に外断熱といいますか、結露のしにくい、最近の標準といいますかね、そういう形で整備なされていますので、時代、時代にですね、整備水準が上がっているということになっていきますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 昔と比べたら、いろいろなところが改善されてきて住みやすくなってきているのかなと思ひました。

次に、ちょっと他の地域から転入したい時に手頃な住む住宅は十分あるのかどうかをちょっと考えてみたくは思ひますが、訓子府は北見市まで車で15分から20分ぐらいで行ける、北見市のベットタウンとしての可能性の高い地域だと思ひています。それをもっと生かす方法を考えていくべきなんじゃないかなと思ひているんですけども、町のホームページを見てもパツとしないし、すいません、ごめんなさい、失礼ですよ、パツとしないなと思ひていますし、今回予定している更新に期待するところではあるんですけども、町外向けに良いPRの方法などを考えていらっしゃれば、その方向性を教えていただきたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ホームページの話になりましたので、ちょっと私の方から、非常に過去の議会でも町の魅力の発信が非常におぞいというかですね、議員言われるとおりパツとしないというような状況もありまして、本年ホームページを起爆剤にしたいという思ひがありますけども、今、現在、委託で積み上げをしているところでございますので、もっと魅力あるホームページを作って、多くの発信をしていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） ぜひ若い方の意見も取り入れていただいて、素敵なホームページを作ってくださいと思ひます。

それから既存の住宅の活用方法はないかという声も聞こえてきていまして、例えば短期で貸してみるとか、ちょっとリフォームして若い人に貸してみるとか、そういう「ちょっといいね」っていう方向にってもらえるといいなと思ひていました。それでこの間の11月に議会で実践会の連絡協議会の役員さんとの意見交換会があった時にもお話が出たんですけども、農業後継者の方が入居できる住宅を求める声がありました。農業関連組織いくつかあると思うんですけど、JAとか担い手とか農業委員会とか、そういう方たちの知識持っている方たちからアイデアを出し合つて、農業の町ならではの訓子府らしい住宅を作れないか考えていただきたいと思ひました。そんな住宅があればお嫁さんも来やすくなると思ひますし、新規就農希望者の受け入れにもつながってくるかと思ひます。今年新たに元気なまちづくり推進室ができて、移住・定住のことも力入れていくと思ひますので、そちらとも連携して考えてほしいと思ひますけれども、そのような方向はど

のようにお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） ただいま、空き家等を使って農業後継者とかの住宅にした方がいいんでないかということだったと思うんですけども、今、空き家バンクやってみて、農業後継者に関わらず住宅をほしいという人に賃貸や買ってもらって住んでもらうということでやっています。一部そういう声もありまして、例えば、町でもしか買ってリフォームして貸すとか、あとお試し住宅なんかも今後検討していかなければならないなということでは考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、泉議員の方から農業後継者と実習生等の入居できるような住宅があれば今後つながるのではないかなというようなご質問ありましたが、農業後継者の方々、入居する条件等いろいろあるんですけども、東幸町に定住促進住宅というの過去に作りまして、町営住宅とはまた別な住宅ということで、所得制限とかそういう部分があり緩和されたような住宅で、そこに入ってもらっているという、今も何軒か入居している方もおりますし、それから実習生に関しましては、末広の古い住宅を一部改修しまして、実習生の受け入れ用の住宅ということで、現在のところ2戸ですね、2戸確保しているというところもございますけども、実習生等が来た時には、そこに入居できるというようなことで、ただ、先日の産建常任委員会と担い手推進協議会の意見交換会の中でもですね、そういうような意見もございまして、担い手相談員さんもそういった部分も認識しているところがございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 今、空き家バンクの活用とかお試し住宅の話や農業後継者の住宅の話なども他のところでも出ているということだったので、必要に応じて考えていただきたいなと思いました。

それからちょっと最後に、コミュニティー団地のことをお話させていただきたいんですけども、これこの後、谷口議員も質問するのでちょっとだけ触れておくぐらいにしておきたいと思ったんですけど、12月の広報の折り込みにコミュニティー団地のアンケート結果が載っていたのを見ました。住み替えの時に町内に住みたいと希望する方が多く占めていたことがまずうれしいなと私は見て思っておりました。その中で将来の住み替え先として公営住宅に住みたいという方の希望が結構多かったと思われまます。これからの需要が増えていくのかなと思いました。それから町内事業所の勤務者の中で北見市から通勤する方が多くて、手頃な住宅がないのが理由ということも多かったと思いますので、住宅を整えば住民も増えてくる見込みが十分あるのではないかと思います。この人口問題に直結する、この需要を将来の住宅政策に反映させてほしいと思いましたが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、コミュニティー団地の調査結果につきましてのことで政策に反映させていただきたいとありましたが、まさにですね、今回調査したのは高齢者等のどれだけのニーズがあるのか、町外から通われて訓子府に仕事をされている

方が訓子府に住む意識がどれぐらいあるか、その基礎調査をした段階でございまして、今後これらのニーズを把握してですね、今後、住宅のありようといいますかね、本町の住宅のありようを一つの資料といいますか、して今後進めていきたいとふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 将来的な住宅を作る上でも今後構想を考えていく中で町民の皆さんの声をできるだけ多く集めて良い方法で考えていただきたいと思いますし、現在、入居している方のこともまず第一に考えていただいて、安心して快適に暮らせるように寄り添っていただきたいと思いました。

最後に町長から何か一言あったらお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 3点にわたる質問をいただきました。

1点目につきましては、やれることとやれないことはあるけれども、いずれにしてもご不自由を感じている入居者に対して、できるだけ早く対応していかなければならない。

2点目の長寿命化計画、これまでの評価については、課長から申し上げたとおりです。

今、もう3点目の話になりますけども、一つは高齢者対策と若者住宅を含めて、苦慮しておりました。それは私自身は高齢者の方々と若者が1階、2階に入って、年寄りが1階、若者が2階にということを切望していましたが、実際には職員も含めて非常に難しい現実の問題があると。コミュニティー住宅という案を出して、町民にアンケートをとりました。これもやってみて、みんな7割、8割の方が訓子府に住みたいというんだけど、年寄りと一緒に、例えば若者と年寄りと向き合うという形をすることが非常にこうなんかこう、束縛されるような、そういったこともあって、世代の違いが不自由だと、逆に言うと困っちゃうという意見も多いということで、この住宅問題というのは非常にメンタルな問題があるんじゃないかなというふうに思います。私どもも例えば農家の後継者が入る住宅がないということで何とかできないかということで例えば農業試験場の空き住宅、これを道庁から我々に貸してくれという要請もしたけど、これは駄目です。もう一つやったのは、高校の教員住宅の空いているところを我々が使うことできないかと。これも道教委と話し合いをして、買ってこれというところで、2戸ほど買ったんですけども、これも今何とかという、それにしても公営住宅が補助金を使う以上、所得制限が今、後で谷口議員からも質問がある予定ですけども、所得の制限を上げたんですけど、実際には後継者が公営住宅に入るとするのは非常に難しい。それで企業の皆さんに1億1千万円かけて、2棟8戸建ていただきました。これも町外から来たり、町内の働いている方々にも入ってもらいました。等々考えて、あらゆる努力をしてきましたけども、今あらためて残る末広、日出団地も含めて、これから今、泉議員がおっしゃったように若者が住みやすい、そして高齢者がこの町で住み続けるような住宅政策をこれからどうするかということが私自身が問われていることではないかなと思いますので、泉議員の言っている提案のあったことについても、より住民の意見を聞きながら、これからの住宅建設計画を進めてまいりたいと思いますので、お時間とご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） ここで13時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時56分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 4番、谷口です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

「住んでいたい、住んでみたい訓子府」この願いを叶えるための施策はということで、昨今、訓子府町に住みたくても住宅がない、所得の制限で公営住宅に入居することができないなど、さまざまところで町内の住宅不足の声があがっています。空き家バンクなどの制度も活用されている方も多くなっているようですが、自分の持家を経済面や転勤などで取得することが難しい方々などの住宅対策についてお考えを伺います。

一つ目、現在、公営住宅には空きがあるようですが、単身者や所得の制限などで、入居ができない方が多いと聞きます。公営住宅は、低所得者向けに賃貸する住宅ではありますが、空いている住宅に町外から移住したい、結婚すると住むところがない、そういった方々への公営住宅入居基準の緩和の考え方は。

二つ目に、今後、新たな民間提案型住宅整備事業に取り組む考えは。

三つ目に、コミュニティー団地整備需要調査の結果を受け、課題をどのように捉えているのか、またその課題を踏まえた今後の方向性はどうのご質問させていただきます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「住んでいたい、住んでみたい訓子府」この想いを叶えるためについて、3点のお尋ねがありましたのでお答えします。

まず1点目の「公営住宅入居基準の緩和の考え方について」のお尋ねですが、公営住宅は、憲法第25条「生存権の保障」の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるものとなっております。

町営住宅の整備基準および入居者の資格基準等については、この公営住宅法に基づき運用されておりましたが、平成23年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第1次地域主権一括法」の制定によりまして、整備基準および入居者の資格基準については、国の基準を参酌^{さんしやく}し、地方公共団体が条例で定めることとなっております。

このことから、本町の町営住宅の入居者の資格としましては、国の基準を参酌し、原則同居親族がいること、公営住宅法による月額所得が15万8千円を超えないこと、現に住宅に困窮していることなどを本来の入居基準としております。

また、本来の入居基準以外としまして、国の参酌基準にあります高齢者や障がい者世帯等、特に入居者の居住の安定を図る必要がある世帯の月額所得につきましては、本来の月額所得15万8千円から、国が法律で定める上限額の25万9千円まで引き上げるとともに、この対象となる世帯に、「他の市町村からの転入者の場合」、「結婚して概ね1年以内の

者である場合」、「同居者に18歳未満の者がいる場合」、「入居者、同居者とも60歳以上の場合」を町独自の規定として追加し、公営住宅入居基準を緩和しておりますので、ご理解をお願いします。

2点目に「新たな民間提案型住宅整備事業に取り組む考えは」とのお尋ねがございました。

平成29年度に実施した「民間提案型住宅整備事業」は、定住促進住宅として整備しておりますが、定住促進は、住宅や住環境整備などの実効性のある施策が最も重要な要素となっており、本町においては公営住宅の整備のほか、平成20年度に東幸町の旧職員住宅等を改修し、定住促進住宅としたのをはじめ、居武士小学校教員住宅の転用や、訓子府高校教員住宅の取得により定住促進住宅の整備を進めてまいりました。

その後、さらに住宅不足が顕著化したため、早期に解決するための一つの手法として、この「民間提案型住宅整備事業」2棟8戸の整備を実施したところでございます。

そういった状況の中で、移住者も視野に入れ、公募にあたり、はじめて北見市内配布の情報誌への広告掲載や町ホームページ、広報などによる情報発信に努めたところであります。

その結果としまして、町外から町内企業従事者、就農者、子育て環境に魅力を感じた方など4世帯が入居され、施策の方向性とも一致しているものと考えております。

また、一方では、単身者から高齢者までの家族構成に応じた間取り、構造、家賃や転居時期などの要望に公的借家としてどう対応すべきか、検討する必要があることから、新たな民間提案型住宅整備事業への取り組みについては、今後、本町の住宅政策の中で検討してまいりたいと考えております。

3点目に「コミュニティー団地整備需要調査の結果を受け、課題をどのように捉えているか、また、その課題を踏まえた今後の方向性は」とのお尋ねがございました。

本年7月に実施しました「コミュニティー団地整備需要調査」につきましては、高齢者世帯が安心して暮らせる住宅への住み替え希望や、町外からの移住希望など、さまざまな要因から住宅への需要が高まっており、こうした需要に応えるため、本町では、若者世帯から高齢者世帯まで、各世帯が交流しながら快適に暮らすことができるコミュニティー団地整備の検討を行っており、この調査はその一環として行ったものであります。

この調査は、施設入所者等を除く65歳以上の高齢者1,801名のうち573名の方から、また、町内事業所に勤務されている308名の方からご回答をいただき、その結果につきましては、町広報誌等により町民の皆さまに、お知らせさせていただいたところでございます。

この調査結果を見ますと、一つ目に、高齢者の方々の住宅に対する考え方ですが、高齢者の9割以上の方が持ち家に居住しており、その多くは「元気であるうちは、今の家にそのまま住み続けたい」と考えているようです。また、体の衰えなどで自立した生活が困難になった時点で、食事や入浴などの支援がある住宅等への住み替えを希望し、できれば町内に住み続けたいと考えていることが伺えます。

このことから、高齢者に対する在宅福祉サービスの充実やケアを受けられる高齢者住宅等の整備が課題となります。

二つ目に、コミュニティー団地整備構想に対する意見についてですが、若者から高齢者

までの全ての世代において、7割以上が「良い」または「やや良い」との回答がありました。しかしながら、実際に住み替えを希望すると回答した方は、高齢者で約4割、若者・子育て世帯では2割未満となっております。

また、団地内で世代間交流を希望するかにつきましては、高齢者では交流を希望する方が約5割となっておりますが、年齢が若くなるに従い、交流を希望する方が減少する傾向となっております。

若い方たちの中には、生活サイクルの違いによるトラブル等の不安や、プライバシーを重視する傾向が伺えます。

このことから、単に建物を建てただけでは、コミュニティーの形成を図ることが難しいと思われるため、どのようにしてコミュニティーの醸成を図っていくか、その方策が課題となっております。

今後、これらの課題をさらに整理するとともに、将来を見据えた本町の住宅政策の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねがありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、ご回答いただきました。公営住宅法のお話もありましたが、所得制限等ありまして、いろいろ建て替え、住み替え、なかなか難しいとお話があり、9割以上は持家であるということですが、今後ですね、また町の独自の制度で借りたくても借りれないという方の制度もいろいろ作っていただいているということですが、公営住宅に住み替えもできないということで、町外に出してしまう悪循環もあると思うんですが、また高齢者の方がですね、住み替えるための持家があるということで公営住宅にまだ住めない、そういった方々にですね、ある程度持家が売れるとか壊すまでの間に公営住宅に住むことが可能だとかってというような制度を見直しなどを考えているのかということをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、高齢者、持家があつて公営住宅に住めない、その辺の制度見直しがあるかというようなご質問でございますけども、公営住宅については、要件がありまして、大きくは三つありまして、一つは同居親族がいること、もう一つは収入が規定の収入以下であること、それで何より三つ目は住宅に困窮しているということが、まず第一にあります。そういった中で住宅を持っている方については、やはり入居は叶わないということでございますけども、ただ、その家がですね、例えばもう、家は持っているんだけど、住宅に供するには及ばない、かなり古くて住めないという状況である場合の方については、3年以内に壊すということの確約をいただきですね、入居していただいている事例はあります。そういうことで運用の中で整理させていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、3年以内に壊すという確約があるというお話で進んでいる事例もあるということですが、また北見市などでは不良空き家除去補助金というのがございまして、倒壊や周囲に被害をもたらす恐れのある空き家の所持者に対してですね、解体や

撤去などの工事費の一部を助成する制度もあるということを知っています。そちらの方は訓子府町では行っているのか、今後そういう予定はあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 今、住宅、民間住宅の取り壊しの補助金の関係だと思いますけども、北見の関係で補助金があるということですけども、本町についてはまだその辺の補助金助成制度についてはありません。今後、その辺の相談もですね、特段、建設課に特にあるかということだと、特に相談もないですが、今後そういうような、かなり古い住宅も出てくることも予想されます。そういったニーズがですね、高まってこいばですね、近隣市町村の状況も含めてですね、検討する必要は出てくるかなというふうに思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、今後も検討もあるということで、先ほどのアンケートもありますけども、住み替えたい方も結構いるということで、今のところはまだ困っていない。でも今後出てくるという話もありますので、そのようなお話があればどんどん先に進めていただければと思います。またですね、2番目のタウンコートの話というか、民間提案型住宅事業整備ということで、大町にあるタウンコート住宅が今後検討されるということでしたが、まだまだ住宅不足というのは大きな問題だと思います。その反面にですね、空き家バンク制度などで、ある程度結果も出ていますし、空き家で新たな方々が住宅を購入して住まれているという例もあると思います。その空き家でもかなり古い住宅が空き家バンクホームページの方で見ますとまだ売れていない住宅も何軒か残っているし、ずっと変わらない住宅もあると思います。そういうところをですね、新たな民間型住宅としてですね、民間業者とタッグを組み、リフォームをして、そういう住宅として、提供するという考えはないかどうかをお尋ねいたします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今の空き家バンクの空き家を利用したのリフォーム等での活用ということですけども、先ほど泉議員からも質問あって、リフォーム等で場合によってはリフォーム等で、して、貸すということも検討しますということでお話させてもらったんですけども、今のところは空き家バンクについては、あくまでも登録していただいて個人で売買してもらおうということで、その後を買われた方がリフォーム等をしたら、その分に対しての補助金出ますので、今のところは空き家バンクについては、そのまま登録していただいて個人で売買、ただ谷口議員おっしゃるとおり、ずっと登録しているんですけども、全然問い合わせもない物件の中にはありますので、その辺は今後考えていかなければならないと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 空き家バンクの方ですね、活発に回転はしていると思うんですが、本当に古い住宅というか、まだまだそのままになっているところもありますので、今の民間提案型じゃないにしろ、何かしら平均的にですね、空き家バンクがうまく回っていけばいいのかなと思いますし、住宅不足の方にも、うまく先ほど泉議員の質問の中にもありましたように、農家の若者たちが住めるような住宅、老人が1人でも住めるような住宅を増やしていただければと思います。また本当に先ほどの泉議員の中でもコミュニテ

イー団地のアンケート調査の話も出ましたので、ある程度のことはご回答いただいたのかなと思いますので、詳しいことはちょっとしませんが、今回のアンケート調査を見る限り、年齢的にもバラつきもありますが、若い世代にはあまり響いていないのかなというのが一番ちょっと感想であります。またですね、将来的に住み替えを考えているけども、先ほど言いました持家のために住むことができないという方も多いということですし、一番が今後、食事や入浴などのサービスがある施設に住み替えたいという声が一番多かったのかと思います。そのような結果を含めですね、今後どのような住宅を整備、例えば介護施設が一緒になったような施設を作るだとか、そういうことも含めて検討されるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、住宅施策の多岐にわたる質問をいただきました。全く私どもも感じている状況については同じような状況だと思いますので、今感じているところ、今やろうとしているところの話をまず一つはさせていただきたいと思います。例えば住宅、空き家住宅、古い住宅、これの取り壊しの補助金を出すかと。例えば、大体50万円、100万円までいってないと思うんだけど、津別やいろいろなところやっている。これによって空き家住宅を解消するというのが一つあります。関連して国土交通省が法改正を行って、もう危険性のある、例えば青少年がそこで悪さをしたりとか何とかっていうことを防ぐためにも、代執行ですね、強制執行するということの政策も出ています。しかしこれはあくまでも町が取り壊しをして代執行したとしても、そのかかった金額は持家の人に払っていただくとかですね、私有財産を公が手をかけることの難しさってというのはこの町も抱えているということもありまして、まずはやがて住み替えをする。それから団地に住むという3年間の話をしましたけど、その取り壊しに対する援助をどこまでできるかという検討をしていかなきゃならないというのが1点です。これはやっぱりそう遠くない時期にやらなきゃならないと私自身は思っていますので検討させていただきたいと思います。

それから、今やっぱりトータルとして、この間のアンケートをやってみて、やっぱり若い人の住宅が足りないということは、紛れもない事実なんですよ、大体役場職員採用しても入る住宅ないんです。地元に住んでくれということも含めてですね、言っていないながらも、なかなか入る住宅がない。こういったことに対して、どうしなきゃいけないのかということとは近々の課題です。私は今まだ正式ではありませんけども、建設協会に住宅建ててくってという話をしています。これは若い人たちが、ここで住むためにも民間の住宅を建てるという環境をどう作っていくかっていうこともこれから問われてくると思いますので、これが2点目です。

もう一つです。さっき言いましたように、1階に高齢者、2階に若者というのもなかなか人気がないみたいです。一番人気があるのは、やっぱりデイサービスです。あそこにあるデイサービスのものをさらに拡張して、もっとこう使い勝手のいいような、食事もある、お風呂もある、そしてヘルパー等々も何らかの形で対応できるような、そういう総合的な住宅政策というのは、これから出てくるのではないのかと。私はね、これから静寿園、今もう30年経っていますから、ガタガタになってきていますので、こういった建て替えの時期も含めてですね、そういったデイサービスの機能をですね、もったようなこともトータルとして考えていかなきゃならないんじゃないかと思います。今の時点ではやります

ということはっきり言えませんが、いずれにしてもそういうことも視野に入れながら、やっぱり住宅政策というのは、人口対策について、とっても大事だと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、町長からお話いただきました。これからですね、今後のいろんな住宅不足の解消をするために進んでいただけるということでしたし、住んでもらえるような、住みに来ていただけるような、こんな素晴らしい子育てや高齢者の施設が支援がある町でありますので、先ほどのホームページの話じゃないですが、もっともっとPRをしてですね、次から次へと訓子府に来ていただける、住める、住んでみたいという、そんな町を目指して、いろいろな媒体を使ってPRしていただければと。ホームページを楽しみにしていますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

次の質問をさせていただきます。

「まちの商店に息吹を」街を守る新たな考えはということで、現在、商店街は、さまざまな支援策のおかげで空き店舗が急激に増えるようなことはないと思われま。しかし、空き店舗で出店したとしても今までと同じ業種の商売を始めるということは少なく、1業種1店舗しかない店舗が閉店すると、その業種において買い物難民が生まれてしまうのが現実であります。今後、既存の店舗をなくさないため、これからの商店街を守る新たな考えがないのかを伺います。

一つ目に、現在は店舗出店等支援事業や店舗改修事業など、新しく空き店舗を使って出店する方や既存の店舗を改修するなどの支援策はありますが、これから既存の、今、営業している店舗で、新たな事業拡大を行い、訓子府町にない業種など、新分野に第二操業として始めたいといった場合の大型の設備投資などの支援策はないかを伺います。

二つ目に、町で買い物難民を生まないための施策として、既存の商店を守りつつ、緊急的に必要な業種を出店してくれる個人事業者や企業などを誘致する考えはないかということをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「まちの商店に息吹を 街を守る新たな考えは」について、2点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

1点目に「現在の店舗出店等支援事業や店舗改修事業などの支援策はありますが、これらの既存の店舗で新たに事業拡張を行い、訓子府町にない業種を第二創業として始めたいといった場合、設備投資などへの支援策は」とのお尋ねがございました。

店舗出店等の支援事業については、店舗の新築や空き家店舗などを活用して事業を始めた場合のみ対象であり、新しい業種を既存の店舗で始める場合は店舗改修事業が対象となります。店舗改修事業は事業費の2分の1、最高50万円の補助金で、店舗の改修のほか建物へ固定する設備などを対象としています。

また、訓子府町中小企業特別融資制度に基づき、町内中小企業が行う設備投資のための事業資金借入金に対する利子補給の補助を行っております。

今後、不足する業種の既存店舗での事業拡張などに対する支援については、出店等支援事業及び店舗改修事業の要綱の見直しも含めて、検討してまいります。

2点目に「買い物難民を生まないための施策として、既存の商店を守りつつ、緊急的に必要な業種を出店してくれる個人事業者や企業などを誘致する考えは」とのお尋ねがございました。

訓子府町にない業種はさまざまなものがあると思いますが、ここ数年で閉店した薬局や菓子店などについては町民からの要望も多くなっています。

薬局や菓子店のほかにも不足している業種を把握し、現在、商工会と町が共同で、経済産業省に申請中の「経営発達支援計画」が認定されれば、主にソフト面ではありますが、補助金や資金融資、経営指導や助言などを受けられることとなります。

今後は、経営発達支援計画や経済産業省及び中小企業庁の創業に関わる補助金や融資制度を活用するなど、商工会と連携しながら事業者の確保に努めてまいります。

以上、お尋ねがありました2点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） ありがとうございます。先ほどの答弁ではですね、店舗改修事業や中小企業特別融資制度などがあり、設備投資などはそちらを使ってというお話がありました。もちろん補助金に限らずですね、自らの足を使って融資などを受ける。それが一番だと思います。出店はしたいんですけども、資金がない、そんな団体や企業家の方にさまざまな地域で行われていますチャレンジショップなどを新たな組織を作ってですね、団体で行っていくことも必要だと思います。自らの力を試した上での新たな取り組みを行うということで、そんなことも必要だと思いますが、今の段階では町の支援策としましては、新店舗への支援策ということに限定されています。店舗改修は屋根や外壁、照明、トイレ改修など、そういうところに使われる方も多と思いますし、今の事業を守りつつ、先ほど言いました第二創業ですが、第二創業と言われてもピンとくる人はいないのかなと思うんですが、簡単に説明しますと、既に事業を営んでいる小規模事業者が業務転換や新事業、新分野に進出するということですが、今、お話ありました菓子店や薬局が町内に今、不足している、新しい業種を考えている方もいると思いますが、そのためには看板の整備や必要な大型設備投資など軽費がかかるため、二の足を踏まれている方が多いと思います。全て対象とはいいませんが、その中でも特に町にない業種にとっては特化したような支援策も必要だと思いますが、その点についてもう一度お考えをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） まちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、不足業種に対応するということですが、先ほど町長から答弁あったとおりでございますけども、私ちょっと見た中では、例えば陸別町でいくと、陸別町って訓子府町よりずっと人口少ない町ですけども、コミュニティプラザというのを作って、施設を建てて、そこに不足業種、薬局ですとか、整骨院なんかも入っていると聞いたんですけども、これ自体は町では補助してるんですけども、実際には商工会が主体となって、建てて、経済産業省と町の補助入って複合施設建ててます。その中ではコミュニティの町民ホールみたいな施設も入ってやっていますけども、町でももちろんいろいろこう新しい施策考えてやっていかなきゃならない部分はあるんですけども、商工会の方にもぜひ、こういう提案をしていただいて、足りない部分は町で補ってほしいとかということやっていただくのも一つの手かなと今聞いて考えておりました。と

いうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、商工会という話ありましたし、先ほど言いました新たな組織なりをやっぱりこれから作っていく民間の力も必要だと思いますので、そういう商工会、民間の組織ができた時には町としても、やっぱり支援をしていただきたいと思います。また先ほど空き店舗の話もありますけども、それらをテナントとして第二創業を考える場合、今の空き店舗はですね、大家さんがそのまま住まわれているという、大家さんというか、今までの事業主さんが住んで、やめられたんですが住んでいるということも、ほとんどだと思います。そういった住宅と店舗との間の問題もありまして、例えばトイレがどちらに一つしかないとか、裏口がないだとか、そして入口が一つしかないので、店舗と大家さんが一緒に出入りしなきゃならないようなところなのでなかなかお店を貸したりができないということもあるのではないのかなということが考えられます。そういった空き店舗対策としての支援策ありますけども、そういった大家さんに対してというか、何て言うんでしょう、店に壁を作るだとか、テナントとして貸した場合に店舗にトイレをつけてあげるだとか、そういった場合のですね、店舗を貸しやすくするような新たな別に300万円と言う予算はあると思うのですが、それ以外の予算というか支援をする考えなどはないかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、谷口議員おっしゃるとおり300万円は出店の方の補助になりますので、その残りというか、住宅の方で住んでいる部分は補助ないことになっていますので、その部分に関しても、出店される側でそのお店に例えばトイレつけていただくとか、住宅の戸として間仕切りあるとあって必要だとあっていうことになれば、出店の方の補助で対応していただく。最高300万円、3分の2の300万円補助もありますので住宅の方には今のところ補助はなくて、出店の方には補助ありますので、そちらを活用いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、300万円の方でやっていただきたいということで、大家さんというか、貸主と借主の方で協議していただくことも大事ですし、もし相談がそういうことがあればまたいろいろ検討していただければと思いますのでお願いいたします。

また先ほど店舗改修にも少し触れましたが、7月からリセットされたということですが、7月から執行状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 店舗改修の方でよかったですね、店舗改修の7月から今回骨格予算ですので7月からスタートしていますけども、今現在で全部こう申請いただいて終わっている分が5件、200万7千円となっております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今年度はですね、リセットはされたということで、過去に事業を行った方も使える予算どおり予算を使えるということで、今のところ予算どおりは執行されているのかなと思いますが、またリセットされたという話がですね、町民、町民というか、商工業者の方に伝えた方法というんですか、それをPRしたという方法があったのか

どうかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、PRのことだったと思うんですけども、PRについては、制度ということではないですけども、7月の広報で店舗改修の事業をスタートして受け付けますということで載っています。それから「よくわかることしの仕事」ということで冊子作ってますけども、こちらの方のページの中、開くと、店舗改修とか出店の関係もありまして、簡単にこう説明書きが入ってて、こういうことやっていますということで出てますので、町民というか、こうどちらかという店舗とかがっていうのは、お店の方が対象でして、関係ない訳ではないんですけども、広くは町民、直接は関わりないということで、このような周知になっていきますけども、足りないということであれば周知の方法は考えていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、PR方法を考えていただけるということですが、アンテナを張っている商工業者の方は多分わかっているのですが、今年予算どおり執行されたということ使っている方多いと思うんですが、やはり知らない方も多いと思うんです。また住環境リフォームをとってみてもですが、補正予算がついたこともタブン知らない方もいるんじゃないのかなということと、町民からよく聞くんですが、新しいことや変わったことがあると、そのことはあまりよく知らないと、もっとPRなどをしてほしいという話もよく聞きます。また商工業後継者育成助成金制度、それからですね、商工業就労助成金制度など、平成28年から始まっている事業ですけども、交付がほとんどないというのが現実です。これがほしくて帰ってきて訓子府で商売を始めるとか、会社に勤めるという方はいないと思うんですけども、初年度、28年度だと思っんですけど、広報に多分チラシが入ったきり、毎年4月とかに入れてないんじゃないかと。働く方も知らなし、企業も知らないという方が多いんじゃないかなと思いますので、ぜひですね、これらも含めて、補正がつきました、リセットされました、毎年4月になったら、こういう制度がありますよっていうのも含めてPR、広報などに、チラシなどでもいいですから、ホームページも含めて、どんどんPRしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、後継者等の部分ですけども、これについては、あまり広報していないのも事実でございますので、その点に関してはPR、良い方法考えたいと思います。ただ、住環境リフォームなんですけども、これについては商工会が事業主体になっていますので、商工会から今回足りないということで要望あって、補正予算上げて、町の方で補正予算対応していますけども、住環境自体、執行自体は商工会になっていますので、商工会が十分PRしているのではないかとということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 商工会、先ほど商工会なんかありましたけど、私も商工会役員ですので、少し商工会にもケツを叩いていきたいと思っていますので、一緒に頑張っていたければと思います。またですね、既存の店舗を守るということで、小さい商店もありますけど、訓子府町にはですね、エコープ、それからシティマート、ニコットなど、中型の

店舗もごぞいます。そちらの店もですね、今後訓子府町にはなくてはならないお店になってきておりますし、なくしてはいけないものだと思っています。小さいお店も守るんですが、そういった出店していただいているお店も守るということで企業サイドにもですね、お話をさせていただいて、撤退や閉店などがないようにしてもらえなければならないと思いますし、また町としても訴えていただければなと思いますんで、またですね、何か新たな取り組みや、例えばスーパーなどが移動販売車などを行いたいんだという声があり、町に相談しに来たとか、小さいお店かもしれないですが、そういう声があった場合に、また新たな取り組みとして、町として対応をするお考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） なかなかこう大きなスーパーと既存の小さな商店と守るって、こう相反するところもあって非常に難しいかなとは思いますが、大きなスーパー撤退しないようにっていうことでは、これからそういうことでお話は、して例えば不足業種なんかもそういうのをやってくれないかということもちょっとお話ししようかなと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

あと移動販売車ですけど、先ほどからちょっと商工会出してあれなんですけども、これも商工会等からですね、提案あって、こういうことで移動販売車出したいんで町で支援していただきたいとかっていうことで上がってくるのが一番いいのかなって、町で主導してやるという、実際に運営するのは商店の方かと思っていますので、こういうことをやってみようとか、移動販売車出して、どうしても経費かかるんで何とかしていただきたいというご相談をいただければいいかなとは思っています。ということでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） あくまでも町からという話ではないので、もし来た場合、そういう相談にのっていただければなということですので、商工会が主体になろうが、どこかのスーパーになるか、商店になるかわかりませんが、もしそういう話があった場合は検討することをさせていただければなと思います。

また空き店舗や空き家もそうですけども、大きな店舗がなくても訓子府町で商売ができるITの企業だとか、デザイナーの方だとか、本当に彫刻家の方だとか、どんな家でもスペースがあればできるような仕事もたくさんあると思うんですけども、例えば足寄町ですか、今、民間ですが、そういうふうな方を集めてコミュニティ団地みたいなものを作っているという話も聞いております。また今、外国人などですね、何もない町に来たいというが外国人がかなり増えているということで、そういう人たちがですね、大きなスポーツメーカーと一緒にですね、キャンプ場を作って、何もない町にこうキャンプをしたりだとか、そういう方が増えているらしいので、例えばそういう大手のスポーツメーカーに、何もないからってPRするのも変なのかもしれないですけども、そういうことで訓子府町もそういうふうなPRをしていただいて、人を呼ぶ、町に賑いをもたらすということを検討していただけないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 企業誘致ですけども、例えば事務所等を町で構えて、サテライトオフィスとかって今、まち・ひと・しごとの総合戦略の中では、そういうのを推進しなさいということになってはいますけども、いくつか条件あるんですけど、

光回線というのは絶対条件になっていまして、今のところ訓子府町では市街地区と一部実践会地区も入っていますけども、まずその辺はクリアしなきゃならない部分だと思います。それからオフィスに使う事務所とか、その辺も整備もどうやってやっていくのかっていうことでは考えていかなきゃならない部分かだと思います。私、津野町に派遣されていた時に、ちょうど担当してた時にサテライトオフィス設置するということで、途中まで手掛けたんですけど、昨日たまたま、どうしたかなと思って聞いたら、もう私帰ってきて4年ぐらいなるんですけど、引き合いは来たんですけども、実際には入っていないで、1件もきてない、使われていないというのが事実で、なかなか、例えばテレワークって離れて、東京とかに本社あって、離れて仕事するとかっていうことで、コールセンターみたいな建てるとなると、人数もそれなりの人数で、ちょっとした事務所では足りないとかっていうこともありまして、そういうので駄目だったというのは聞いてますけども、そういう意味ではなかなかハードルが高いのかなっていうことでございます。ということでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今おっしゃられた光回線はやっぱり大事なのかなということもありますので、何を呼ぶ、ITも特にそうだと思うんですが、そういう企業を呼ぶにはやっぱりそういうネット環境も大事なのかなと思いますので、まずは建てる前は空き家の整備も必要ですが、そういう整備も先にさせていただいて、それを含めて、そういう企業を誘致していただくような方針で動いていただければなと思います。買い物難民を生まないということで、ほしいものが買えないという町というのは、やはり今後の住民の定住においても大きな点だとは思いますが、町内にない業種などに対して、私たち商工会も含めてですね、知恵を絞って考えていかなければならないと思っておりますが、中小企業、小規模企業振興条例もできております。またですね、中小企業、小規模企業振興基本計画会議というですね、今後近いうちに設置されるということも期待しておりますし、また商工会が先ほどありました町と共同で経済産業省に申請している経営発達支援計画、こちらもでございます。これが通ればですね、明るい商店街として、いろいろな取り組みができるのかなと思いますし、町と商工会が一丸となって、今までの話の中で出てきたお話も進めていけるのかなと思いますので、こちらも努力しますし、町としてもご協力していただければと思いますので、最後に町長、何かあれば一言お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） るる、いろんな意見をいただきました。これから商工業の振興というのは町の優先課題だろうと。私自身もそう思いますし、そのためにも元気なまちづくり推進室をこの7月に設置したと。機構改革の前にですね、推進室を設置して、これから担ってもらわなきゃいけないっていうふうに思っていますので、ご期待をいただきたいと思っております。ちょっといろいろ遡りますけども、まずですね、出店の300万円というのは法外な金額なんですよ、これ被災地で東日本にしても、いろんなあれして商店がつぶれる。それで国が出す補助金というの300万円なんですよ。小さな自治体でこれだけの金を出しているのはそんなにない。だから、実績もすごい。空いたところも含めて、その何年かの間に出てきている、さっき改修の話も出ましたけど、出てきているお店屋さんというのも結構ある。渡部電機から始まって、山田等々いったらこの資金を利用して頑張ってい

るところって言うのは結構出てきているということは、やっぱり評価してもらいたいと思うんですね、うんと使ってほしい。で、今また今年2件出てくる。あとで補正も出てきますから、で、そうすると何とか空き店舗を活用して新たな店、継続できることも含めてやりたいという状況をやっぱりね、きちんと受け止めていきながら、それをさらに発展させていく、新しい今いる経営者が今度違う業界、業種をやるということも含めて柔軟にやってほしいということにはね、これは要請としてやっぱり検討する価値があると思います。ただ、シティとニコットを呼ぶ時に、呼ぶというよりも、非常に悩みました。何度も議会答弁してはいますが、地元の商店街が倒れるんでないのかと。これは商工会長とも相談して、やっぱり地元の商店街と共存するような状況をいかに作っていくかということを考えているということで、かなりシティの方でもそれらのことを配慮しながらやってきたという、ご覧になっていると商圈の調査やっててわかると思うんですけども、陸別、留辺蘂等含めて、置戸からも結構お客さんが来るようになった。しかし一方でお店屋さんが閉めていく。で、薬局屋さんが閉じる。薬屋さんがなくなるということは大変なことだと。だから私はサッポロドラックにいろいろ含めて、その後を受けてやってもらえないかって調査も個人的にお願いしました。だけど、この今の状況と立地条件の中では非常に厳しいということもあって断念した経過もございますけども、いずれにしても、今度、菓子屋がいなくなる。みやげさんがなくなって、羽前屋さんがなくなる。そうすると、ちょっとなくなってすぐそんな話するのも失礼くさいけども、だけどやっぱりお土産を買うにしてもお土産がないという状況がありますから、これは商工会も含めて、行政も、それこそさっきから出ている中小企業振興法に基づく、やっぱり店舗のこととか、商店の戦略的なことも含めてですね、行政だけではなくて一緒になってやっていかなきゃならないということじゃないかなというふうに私は思っていますので、あらためて、この間施行した中小企業の小売商業のこういったことも含めてですね、商工会も一緒になって、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。ネット環境は非常に厳しい、これは農水省も含めて、もう再三言っていますけども、厳しいけどもやっぱりやる方向で今何とか前へ進めていこうというふうに思っていますので、ご理解賜りたいと思います。足寄町の状況だとかいろんなことも、私自身もよく調べたりなんかして聞いています。環境的には大変厳しいものがありますけれども、しかし前へ進めたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思いません。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、お話ありました。本当に商工会、それから民間の提案もされる方々も出てくるかもしれませんし、行政と一緒に頑張って町を守るために頑張っていかなければいけないのかなと思いますので、どうぞお力をお貸しいただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） ここで午後2時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時56分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、3番、工藤弘喜君の発言を許します。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、ただいまから質問通告書に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

今回は大きく二つの点について質問をいたします。

まずはじめに、第1点でありますけれども、幼児教育・保育の無償化についてということであります。

この10月から国の幼児教育、保育の無償化が実施されております。

これに伴い本町では、国の無償化と合わせて1号認定の預かり保育料の無償化や、1号、あるいは2号認定の年収360万円未満世帯に「主食費」の免除、3号認定の年収360万円未満世帯への保育料無償化など、町独自の軽減措置をとって対応していることは評価のできることでと思っております。その中で、次の点について教育長の所見をお伺いをいたします。

一つ、このたびの国の無償化により、これまで実施してきた「多子世帯保育料応援補助金」この負担が軽減されると思っておりますけれども、その額はどの程度になるのかお伺いをいたします。

二つ目です。国の無償化によって生まれた財源が出た場合、その活用を1号と2号認定の給食材料費有償世帯での無償化、あるいは3号認定における保育料有償世帯に対する負担軽減支援等子育て支援に使うことが望ましいと考えているところでありますが、教育長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「幼児教育・保育の無償化について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

国では総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、今年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

国の幼児教育・保育の無償化の主な内容としては、3歳から5歳の幼児教育・保育に係る保育料の無償化と給食材料費の実費徴収、0歳から2歳の住民税非課税世帯を対象とした保育料を無償化するものであります。

本町では、国の幼児教育・保育の保育料の無償化のほか、その範囲を独自に拡充し、幼児教育の預かり保育料の無償化と低所得者世帯に対する軽減措置として、0歳から5歳までの年収360万円未満相当世帯の保育料と給食材料費の無償化を図っております。

1点目の「このたびの国の無償化により、これまで実施してきた「多子世帯保育料応援補助金」の負担が軽減されると思うが、その額はどの程度になるか」とのお尋ねがございました。

幼児教育・保育の無償化に伴う保育料などを平成31年4月1日現在の入園者で試算すると、保育料の総額は136人で2,830万円となり、このうち国の無償化分の保育料は90人が対象で1,020万円となります。

この国の無償化分に係る多子世帯保育料応援補助金については、51人で520万円と

なりますが、今回の国の無償化に合わせて実施した、本町独自軽減措置としての「預かり保育料の無償化」や「低所得世帯に対する保育料の無償化」分として、280万円が新たな本町負担分となりますので、これを差し引くと240万円が国の無償化により国から全額財源が補填された場合の本町の負担軽減分となります。

次に、2点目の「国の無償化によって生まれた財源が出た場合、その活用を1号と2号認定の給食材料費有償世帯での無償化や3号認定における保育料有償世帯に対する負担軽減支援等子育て支援に使うことが望ましいと考えるが教育長の見解は」とのお尋ねがありました。

国では、幼児教育・保育の無償化に係る財源確保の方法として、消費税率10%への引き上げによる増収分の使い道を見直すことにより必要な財源を確保するとしており、初年度は、消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、「臨時交付金」を創設し全額国費で負担し、2年目以降の幼児教育・保育の無償化に係る地方負担については、地方消費税の増収分を充て、不足する場合は地方交付税で措置される予定となっております。

国の幼児教育・保育の無償化により子育てを行う家庭の経済的負担軽減が図られる一方で、幼児教育・保育を取り巻く状況としましては、保育士の確保や保育の質の向上、保育ニーズの多様化など多くの課題もあるところです。

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減につきましては、今回の国による幼児教育・保育の無償化のほか、本町独自の対応として、低所得世帯等に対する保育料軽減の拡充や、従前より実施している多子世帯に対する保育料の負担軽減の補助率の拡大や第1子のカウントを中学生以下とするなど、国の基準より大幅に拡充した対応を行い、町独自で子育て家庭の経済的負担の軽減を行っているところです。

幼児教育・保育を取り巻く環境がさまざまな課題を抱える中で、本町の子育て支援につきましては、保育料の負担軽減や保育の質の向上、保育士の確保など、国や道の動向や近隣市町村の状況を見ながら総合的に検討し、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、今、回答いただいた訳でありますけれども、回答も考慮に入れながら、何点か再質問していきたいと思っています。

まず、私はやっぱり本町のこの、今回、国の無償化ということで、そういう制度になりまして、負担は軽減されてきているということについては、一定程度理解もしていますし、その国の無償化制度にのらない部分の、いわゆる拡充も含めて、本町がやっていることについては、先ほどの最初にも述べましたけども、本当に評価をしている。多くの他市町村ではまだそこまでいってないところも結構ありますので、そういう点は十分わかりながらの質問ということで、ちょっと捉えていただきたいなと思っています。

まず、具体的に、今回、有償に、無償化の中で、無償化政策の中で、国の分と本町独自の分を含めて手立てをしているんですが、なおかつ教育認定、いわゆる1号認定に関わる給食材料費が有償になっている部分、いわゆる所得の要件が360万円以上という部分で

すね、それと2号認定、保育認定の同じく給食材料費のこれも同じく360万円という、これが要件になっていますので、この部分の世帯に対して、当然、一定のこの、人数も今ここにありますが、これを仮に無償化をするということになれば、どれだけの財源が必要になるのか、この給食材料費の関係だけで、もしわかるのであればお答えいただきたいなと思います。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） ただいま、1号認定、2号認定の給食材料費、これを無償化とする場合の金額等についてのご質問がありました。あくまでも4月1日現在の入園者の状況によつての試算の状況の数字となりますが、給食材料費につきましては、給食材料費、対象となるのが70名、そのうち多子世帯の減免者がおりますので、第1子で減免のない方が26名、3分の1の負担で済む方が26名ということで52名の方が給食材料費の一部または全額を納める方となります。それで給食材料費から多子減免のやつを引きますと266万円ほどの金額となります。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） もしそこが無償になるということになれば260万円弱、266万円、約270万円ぐらいになるんですが、先ほどの、いわゆる無償化によって、どれだけの財源が残るかということからいけば240万円という金額が出たんですが、こっちの方もなぜこういうふうな、他の市町村では、もっともっとこれ額が大きくなるんですよね、いわゆる多子世帯だとか、そういう支援がしてないから、従来そのものの制度でいくと、もっともっと本来は大きくなるんですけれども、訓子府の場合はそれだけもう既にやっているという、そういう捉え方でいきますが、それでいくと240万円という、それでやってもそれぐらいが浮くだろうということで、今回の260万円、あるいは70万円という、ほぼ大体その程度かなと自分なりにも思っていたところなんです、やっぱりこの、これはやっぱり国の制度のありようが今回の無償化のありようが非常にそこまでいく前の前段の議論として、やっぱりよくなかったと僕は思っているんですよ、ということは一つは今回の国の無償化の発端はやっぱり消費税増税に伴う対策です、その財源に消費税を充てていくということをやったこの無償化政策なんで、そういう背景を一つ考えていくということ。もう一つ考えたのは、思ったのは、例えば厚労省も含めて、例えば保育所だけの問題でいけば、保育所保育方針、指針というのかな、そういう手引書のようなものがありますよね、あるいは認定こども園の関係でいけば教育保育要綱というんですか、これは内閣府だとか文科省、あるいは厚労省も入った、そういうものが作られているんですけれども、その中で、やっぱり食育の推進というか、食育というのは本当に大事なんだよという捉え方、そしてそこでさまざまなものもありますけれども、自治体に対する努力もお願いしてるところありますよね、やっぱりそれだけ子どもにとっては、この幼児教育、あるいは保育の問題も含めて、食育というのは大事なんだという、そういう観点、この二つの観点をついちょっと思っちゃたんですよ、その中で3号認定のこともありますが、まずは食べる、いわゆる給食というか食事のことで、そういう理念もあり、そして元々の発端が消費税という、お金のある人もない人もみんな負担しなきゃならない、その財源を元にやるということから考えると、やっぱりこのぐらいのことは本来見てもおかしくないのかなと、無償にしてもおかしくない制度でないかなというふうには私は思ったんですよ。だか

らこれはやっぱり基本的には国がそこに踏み込んでなかったという大きなものもありますけれども、せめてそこができないのであれば、もうひと踏ん張りして、このできないことはなぜなのかということも含めて、本町の今の教育長のお考え方をちょっと示していただければいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、工藤議員の方から消費増税に伴う、この今回の幼児教育保育の無償化のお考えもお話していただきました。私もどちらかと言えば経済的負担の軽減が主な部分で食育という部分がちょっとかけ離れている部分はいがめないかなというふうに思っています。そのような中でうちのこども園は完全給食ということと、おやつも含めて手作りのものを供給しているという状況でいけば食育を大事にしながら今、推進しているということがあります。それで若干、もう一度ちょっと多子のお話もされたんで、多子世帯の状況も含めてちょっとお話をさせていただきたいと思えますけど、先ほど来、言ったように、4月1日現在の136名の保育料でいけば2,840万円ぐらいになります。それで今回、本来保育料が無償化にならなかった場合として、本町が多子世帯をやったとしたら、全体で言えば1,480万円になります。それが国の基準でいくと480万円程度で、それが町が拡大してやっている部分が990万円ほどになりますので、そういった意味では国の基準よりは数倍の形でやっているということで、今回の幼児教育はあくまで3歳から5歳の間の施策ですので、多子世帯につきましては、3号認定でいわれる3歳未満のお子さんたちに対しても、この施策をやっているということをまずご理解いただきたいと思えます。そのような中で、今おっしゃっているように、給食費を捉えた部分で申し上げますと条例を9月に提案させていただいた時に私もお答えさせていただいたんですけども、やはり子育て支援というのは、やっぱりこう発達段階において、総合的に考えなきゃならないというのが私の考え方で、そのような中で給食だけを捉えてみると、そこは義務教育の給食費もございますので、ここの3歳以上のことだけを無償化するというのは、やはり総合的な観点からいったら、それらも含めた中で総合的に私は考えていかなきゃ、うがった言い方したらすいません、先ほど言った240万円余るから、それ相当分が270万円あるからそれに充てたらいいんだという考えではもちろんないということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 教育長のお考えは前からも聞いていまして、総合的に学校給食というか、義務制の問題も含めてトータルで考えていかなければいけないんでないかというようなお考えも述べられたんでないかなと。前の記憶ではそういうふうにとっていました。それはもう十分、それはそれで何も悪いことではないですし、それはぜひやっていただく方が、あるいはいいのかもしれませんが、ただ、今回この保育無償化という問題をちょっと、出どころがちょっとやっぱり、出発点が違っているということから考えると、やっぱりそれをちょっとこう思わざるを得なかったのがやっぱりあるのが事実なんです。例えば北見から30代の夫婦が子ども1歳ちょっともうなって2歳近くなっていると思うんだけど、ちょっと話聞くと、やっぱり訓子府のそういう保育環境も含めて、あえて北見からこっちの方に、新しい町が建設したとこで入っておられて、やっぱりその中でこっちに北見から訓子府に来ることの保育環境の問題も含め、それからやっぱり来ることによってのリスクと

いうのか、元々本当は北見にいた方がずっとやっぱりいろいろな面で働く時間も確保できるし、所得も確保できると、でもやっぱりこう訓子府に来たという、そういうものも含めて考えると、決してその人たちは給食材料だけの問題だけではないんですけども、訓子府の手厚い支援というのかな、評価をしながら、こういうところで子育てしたいという、そういう声にもやっぱり大いに応えていくことが、先ほどからいろいろ移住・定住の問題もありましたし、それに伴う住宅政策の問題でも話が出てましたけれども、訓子府の子育てに対するインパクトをどう与えていくかという点からも思い切った政策って、やっぱり今こそ打ち出していくべきかなという思いで質問したということでもあります。確かに教育長の言われている部分というのは、全く理解できない訳ではありませんけれども、何とかその部分で、せめて、来年以降、今度、消費税、今10月から2か月分だから、さっき言った交付金みたいな形でありますけれども、地方に下りてくる消費税分というのは2.何%ぐらい入ってきますよね、そういった部分も含めて、その活用も含めて、考えていただければ、なおさらいいかなというふうに思いますけれども、その点もう1回ちょっと答弁いただければと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段、子育てに関わる状況も含めて議員の方からお話あったんで、今、第2期の子ども子育て支援計画を今立てておまして、その中でアンケート調査を行ったところです。それでそれらの方も取りまとめたんで、大きく言うと今の保護者の方たちは訓子府町の子育てに十分満足しているというのが今、大きく言ったらそういう回答になったということで、細かい要望はいろいろあるんですけど、概ね今の環境の中で充足しているような内容でした。それと今、消費税を財源として幼児教育の無償化したんですけど、前段私の回答で申し上げたように、それによって一方では非常に保育士不足だとか保育の質の環境というのが大きな問題になっているということで、今現在うちの町で言いますと保育士で言うと、正職含めて支援員とか補助員含めて34名、さらに代替で登録されている方が14名いるということで、この中で150名にわたる子どもをみている訳ですけど、うちの中で保育の質を向上させるためには職員の研修ももちろんそうですけど、その辺のとこをやりながら、日々コミュニケーションを図りながらやっているということと、保育士でいいますと非常にはっきり申し上げると集まりません。うちの町でも。そのような状況の中でどうそこを確保しながら保育の質を提供していくというのが私たち課せられた大きな課題という部分もありますので、もちろん子育て保育教育環境の中で親の経済的負担の軽減はもちろん大事なことですけど、やはり保育士の問題だったり質の確保のところも含めながら、その辺は総合的にやっていかなきゃならないという部分だと私は思っていますので、給食だけがその部分ではないというふうに私は考えていますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 教育長の考えは再々伺っていて、本当にそのとおりだということも私も思っていますし、今回の財源が浮くということで、そういうところに充てていくという市町村も結構多いんですよ、いわゆる保育士をどう確保して、保育士の待遇改善も含めて、それはもう本当にそのとおりでありますので、質的な向上というか充実も含めた検討というのはもうぜひしていただきたい。ただ、さっき言ったように、そういう部分

も含めて、本来であればこういう背景もあったということだけは忘れていただきたくないなど。やっぱり例えばその中で360万円というか、これはそこで所得で区切るんだけど、訓子府の場合、多子世帯応援保育ということで、そこでまた継続してやりますからいいんですけども、例えば小学校、中学校でいく、いわゆる就学援助の対象になるような、360万円前後であってもね、あり得るのかなというふうな思いもしているんですよ。だからその辺もより注意深く、ちょっとそれぞれの世帯の経済状況なんかもみてね、何とかこう配慮したやり方というか対応も含めて考えていただければいいかなというふうに思っていますので、その点最後にちょっとお聞かせいただいて終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 国以上に低所得者世帯に本町独自で拡充した部分は義務教育の給食費の無償化になるというか、準要保護世帯の年収をみて、それは発達段階でのバランスをとりながらということでは本町独自で360万円未満世帯にしたところでございます。その中でうちでいうと360万円未満世帯というか、子どもの人数になりますけど、51人がその該当者になるということで、その部分ではなっているということでございます。また先ほど来言っているように、私たちも町部局も含めて、その保育料の軽減も含めたことも視野に入れながら今後どう子育て支援をしていくかということを経営的にバランスよく考えていきたいと思っていますのでご理解をいただきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ぜひそういった方向も含めてね、総合的にぜひいい、そして先ほども出ていましたけれども、本当にその発信も含めてぜひお願いをしたいなということで、次の質問に移っていききたいなと思います。

次は、安心・安全のまちづくりについてということで質問をしていききたいと思います。

安全・安心のまちへ向け、かねてより他の議員からも質問があり、またこれまで隣接する町内会などから要請のあった信号機の設置と、まちづくり推進会議でも議論された防犯カメラの設置について町長にお伺いをいたします。

まず1点目です。「南12線と道道北見白糠線交差点に点滅式信号機を」という要望があります。また同じく南12線と相内線交差点には、現在設置されている点滅式から3灯式信号機をとの要望にどのように、これまで対応されてきたのか。これについてお伺いをいたします。

二つ目です。今後、設置の要望に対してどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

三つ目です。防犯カメラ設置に向けては子どもたちの安全・安心に資することと同時に、町民のプライバシーを守るための仕組みを作るために、管理・運用のための要綱等の整備も必要になると思っておりますけれども、町長の考えをお伺いをいたします。

四つ目ですが、その防犯カメラの設置箇所といつまでに設置するのかをお伺いをいたします。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「安心・安全のまちづくりについて」4点のお尋ねがございました。

まず1点目に「町道南12線と道道北見白糠線交差点に点滅式信号機を町道南12線と町道相内線交差点には、点滅式から3灯式信号機への要望をどのように対応されてきたのか」とのお尋ねがございました。

この2箇所については、地域から信号機の設置要望があり、以前から毎年、北見警察署長に要請をしてきたところです。

平成23年に道道北見置戸線の西富跨線橋の撤去工事に伴いまして、町道南12線が迂回路になったことから交通量が増加し、平成23年9月18日に町道南12線と道道北見白糠線交差点で2名の方が亡くなる交通事故が発生しました。地域から嘆願書の提出もあり、本町は北見警察署に強く要請したほか、自民党移動政調会や民主党政策懇談会、さらには、私が直接、当時の北海道知事、高橋はるみさんに交通安全対策費の予算増の要請をしております。

信号機の新設は財政的に厳しい北海道において、年10基から20基程度の設置しかできなく、新設する箇所は交通量が多いところを優先するので、本町に緊急的な設置は難しいとの回答でした。本町は町費負担での設置を提案したところ、地方財政法に違反するとの指摘もあり、断念した経過があります。北見警察署は継続する要望は今後も検討させていただくということで、その後も毎年、北見警察署長に要請をしているところでございます。

また、町としての交通安全対策として、町道相内線には速度規制を促す路面表示などを、町道南12線には一時停止を促すゼブラライン、路面表示の設置、さらには毎月定例での街頭立哨による交通安全指導にも取り組んでいるところです。

2点目に「今後、設置の要望についてどのように取り組んでいくのか」とのお尋ねがございました。

平成27年11月18日に十勝オホーツク道訓子府インターチェンジが供用開始となりまして、大型車両などの交通量が増えている現状を踏まえて、本年12月5日に町内会連絡協議会の役員とともに北見警察署長へ設置の要請をしてきました。今後も地域の声も伝え継続して、要請を実施してまいります。

3点目に「防犯カメラ設置の際、管理・運用のための要綱を整備する考え方について」お尋ねがございました。

議員ご指摘のとおり防犯カメラを設置する際は、町民のプライバシーを守るため、仕組みを作らなければならないと考えており、防犯カメラ管理責任者・画像等の保管や目的外利用および外部提供の制限などを設定した要綱を設ける予定です。

4点目に「設置箇所といつまでに設置するのか」とのお尋ねがございました。

防犯カメラの設置箇所については、訓子府小学校付近、叶橋付近、居武士小学校付近の3か所の資料を作成し、先に開催されたまちづくり推進委員、学校運営協議会、町内会連絡協議会、実践会連絡協議会の各会議において、提案させていただきましたが、反対する意見はなく、「犯罪の抑止であれば、もっと多く防犯カメラを設置してはどうか」との意見もございましたが、当面は小学校付近の犯罪予防のために設置をする考えでおります。

また、設置する時期については、できるだけ早いうちと考えておりますが、付近住民のご理解をいただいてから進めなければならないと考えております。

以上のお尋ねのあった4点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い

願いたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、本当に何点かだけなんです、安心・安全のまちづくりについての信号機の問題からまず先にちょっとお伺いをしていきたいんですが、本当にこれ信号機の設置については、実は自分も、例えば道交渉の中で北海道の警察、道警の方に結構やっぱり全国的にみて要請があって、非常に多い数、そういう何て言うんですが、箇所数多くて、なかなか応えきれないという話もされているのも実際聞いております。ただ訓子府の場合もこれ長くこの、例えば12線と北見白糠線のところの事故の問題もあったところなんです、やっぱりあそこも若葉の町内会の人たちに聞くなり、若富のところから聞く中では、やっぱり非常にこう12線からくるところの一時停止をどうやってしっかり止まっていたかというところをやっぱり何とか喚起できるような、3灯式、点滅式でなくても、そういうふうなものをまず優先でもいいからならないかというふうな、そういう声もやっぱり結構聞かれるには聞かれるんですね、やっぱりこれから冬にかけてだと思んですが、やっぱり相当こう危ないなということが起こり得るということです。だからそういう面からも点滅式の信号が確かに非常に難しいものがあるとは自分自身も思っていたんですが、例えば平成27年の12月に警察庁交通局長名で各都道府県の警察署に通達のようなものが出されているんですが、信号機を設置するための条件とか、撤去するための条件、あるいはそれに代わるものをどう作っていくかという、そういうこういうものがあるんですが、それを見ても、これはなかなかやっぱりハードルが高い、設置はやっぱりハードルが高い部分もあるなど、でも単なる1時間当たりの交通量300台っていう、そういうものだけにとらわれない、やっぱり地域住民の人たちの声をやっぱりこう集めてきてもらうことが一番大事だということも常々言われていましたんで、そういうことも含めて今、訓子府もそういう取り組み方をしていますんで、粘り強くやっていただきたいということが一つと、もう一つは今言った、そこまでにいくまでの間の予防策、何らかの形でやっぱり考えてあげたほうがいいのかなというふうに思っているところです。

それともう一つ、同じ12線沿いなんです、営農センターがある、農協の営農センターのところの、あの十字路、あそこも今、点滅式なんです、やっぱりあそこも赤信号の部分の12線沿いできちんと止まってもらえるような、喚起を促すようなものがあればいいなことと、あそこに指導に当たっている人の話では、例えば「横断歩道もないんです」ということなんです。で、旗を振って、横断歩道を案内するんだけど、やっぱりちょっとこう、ちょっと物足りないというか、逆にちゃんと整備してほしいなという声もありますので、そういうことも含めて、3灯式というのも先ほどから言うように、なかなかハードルの高いものはあるんですが、やっぱり最善の注意喚起を起こすような仕組みを、これはこの通達の中にもいろんなやり方がありますということもありますので、単なる点滅式、3灯式とかという、そういう信号機だけじゃなくて、さまざまな方策もあるということでも書かれておりますので、そういったこともちょっと検討されて粘り強くやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま、ご質問いただきまして、お答えさせていただきます。12月の5日に連協の会長さんと副会長さん、会長さんが東幸町の町内会長でありま

して、副会長が若葉町の町内会長でありまして、毎年、町長とともにですね、北見警察署の方に要請をさせていただきました。やっぱり町長の回答にもあったように、全道で10か所から20か所、交通量の少ないところは、やっぱり信号機の設置は難しいという話でございましたが、町道12線というのは、置戸から、西富から入ってきまして、東幸町へ抜ける、回り道というんでしょうかね、迂回路ですかね、ちょっといち早く抜けれる道路にもなっていますし、今、北見白糠線については、インターチェンジができてトラックの往来が非常に多くなってきて、向こうの高園から坂を下りてくるトラックのスピードも一段と早くなっているという地域からの話もありましてですね、そんな話をさせていただいたところ、警察の方も非常に気にしていただきまして、今、小学校で全道各地、閉校になっているところがあって、昔から小学校があるところに、田舎のですよ、北海道の、押し信号機とか、そういうところも1点信号機もあるところがあって、使われないところについてはですね、北見警察署との話ですけれども、そういった何て言うんですかね、移設も含めた総合的な検討をして何とか訓子府町さんの方にできればなんて話もございました。認識はしているようでございますので、今後の推移をみていきたいと思っておりますし、しっかりと要求はしていきたいなと思っております。それから町として何かできることがないのかというところでございますけれども、あそこについては12線側にはゼブララインというものを置いてましてですね、一応、止まるような抑止的なものもありますけれども、若干ちょっと年数経ってきて、色もちょっと薄くなっているところもありますけれども、それちゃんと修繕をしながらきちんとやりたいと思っておりますし、もしかしたら何か回転灯があるとか、そんなものがもしあるとしたらちょっと調査研究もして、何とか交通事故がないようにしていきたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ぜひそういう形で、とにかく注意を、そこは止まらなきゃいけないんだという注意喚起をね、前段で早い段階から意識付けできるような、そういうふうなものの設置も含めて、ぜひ検討をして、特に周辺地域の方たちというのは、あそこで死亡事故があったり、大きな事故があるとやっぱり嫌な思いをすることとも言われておりますし、また何よりも大事な命が体が怪我をしたり、命を失うということのないような、そういう対策というのはとっていただく。それがやっぱり大事な自治体としての仕事でもあるのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、防犯カメラの関係でいきたいと思っております。

防犯カメラの関係では、回答の中でも私もちょっとお願いしています要綱という問題です。これ防犯カメラはやっぱりまちづくり推進会議の中でも出てましたけれども、できるだけ早く、もし何かあったら困るんだということ。あってからでは遅いじゃないですかということも含めた要望というのは非常に強いなというふうにあらためて感じたところでありまして、そういう声にやっぱり応えていかなきゃいけないということと同時に、自分なりにはやっぱりだからといって、防犯カメラだけで子どもの安全安心が守られるか。逆に何て言うんですか、こういう問題って以外とエスカレートしていきやすい課題なのかなというふうに思っています。防犯カメラを反対している訳じゃないんですけれども、何もなくてカメラだけ設置して抑止力になるからそうだけではないという感じはしています。それが逆にある意味、監視社会みたいな、オール監視型の地域に、町になるということの方が、ある

意味またちょっとこう不自由を、不便を感じさせるような、そういう地域になっていっても困るなどということもありまして、やはり急いで、そうはならないような、条例にするのか要綱にするのか運用規定を作る、そういうことをぜひ急いでやっていただきたいな、それをしないと、やっぱりそこを段取りして町民の理解を得るということにつながっていくのではないかなと思いますけども、要綱なり、そういうものはいつぐらいまでに作ろうという考えで今予定されているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 要綱、いつぐらいに作るかというようなお尋ねがございました。今回、要綱にあたっては、画像の保管、それから目的外利用をどうするのかとか、外部提供の制限とかの関係を載せたいと思っていますし、どこの課がちゃんときちんと管理するのかというところもきちんと載せなきゃいけないと思っています。一応、防犯カメラ設置はですね、運用は来年の4月1日ぐらいにということでは担当の方では考えております。それをもってから設置に向かったの作業をしていこうかなというふうには思っているところでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは大体4月1日ぐらいまでに要綱というか準備は進めて終わらせたいと。その後、それが、そこにはそこまでに町民の理解も得ておきたいということですね。ぜひそういう方向で、この雪のあるうちだと思えるんですけども、春までにはそういう仕組みで取り組みを進めていただきたいと思いますが、その要綱の中身でいくとね、主に先ほどからも、いわゆる管理者、管理責任の問題含めたり、あるいは第3者だとかそういうものに提供する部分もこれから直接出てくると思うんですが、いろんな取り決め、いわゆる規定しておかなきゃいけないものがあるんですが、もう一つ、町民の方なり、これは防犯カメラというのは町民だけじゃなくて、町外の人たちもそこを通る、行ったり来たりするとかありますよね、だからこれ町民向けだけではなくて、全体なんだけれども、例えばいろんな人たちが苦情のようなものを申し出た場合の対応、これはどうしていくのかとか、そういった部分もやっぱり要綱の中に必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。トラブル防止ということも含めてなんですが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 苦情の関係のことについて、ご心配されているお尋ねでございました。ですから先ほどもお伝えしましたけれども、防犯カメラには管理責任者をきちんと設けて、そこが窓口になるような形でのですね、対応をしなければならないのかなというところで担当としては考えているところでございます。ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 非常にこのカメラを設置するということになると、やっぱりもう一つ、何かあった時の運用の中で何か現実に起きた時の、何て言うんですかね、報告とかチェック、これはその管理責任者が中に入って、多分おそらくここには警察とか、そういうものがどこに何て言うんだらう、このものを提供するような形、見せていただきたいとか、そういう形になっていくと思うんですが、そこら辺に行くまでの、何て言うんですか、そこら辺も含めた運用状況の報告とかチェックなんていうのはどういうふうなことを考えておられるのか、もし考え方があればちょっと、これは言ってみれば、いわゆる犯罪を犯

す側だけでなく、被害者側のプライバシーをどう守るかという、そういう観点にもつながる部分ではないかなと思うんですが、その辺はどういうふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） まず防犯カメラを設置しまして、監視はしてる訳ではなくて、ただ録画している訳でございまして、おおむね2週間ぐらいから上書きしていくというような形を考えているんですけども、もし事件があった場合ですね、警察ですと刑事訴訟法、ようするに捜査のために必要だということで、法令的に見せてくれと言われた場合については、法律がそうなっていますから、断るはできないのかなと思うんですけど、実はこの間、警察さんと打ち合わせさせていただいたんですけども、うちと警察で協定っていうんですかね、協議っていうかですね、そういうのをきちんと締結してからそういった情報のやり取りはしましようということで、逆に向こう側の方からですね、提案してくれましたので、そんなこともきちんと整理して行いたいと思っています。それからその他にですね、外部提供の制限というところがございますけど、外部提供する場合ですね、人の生命、身体、財産の安全の確保、その他、公共の利益のために緊急性の必要があるものと。そういったことも含めてですね、しなければならないのかなということで、あるところでは町を徘徊するお年寄りがこちらに行ったとか、そういうのも見せる場合もあるというような話もありましたので、そんなところも要綱の一つに入れなきゃいけないのかなというふうに思っているところがございます。被害者のプライバシーはそういったところの要綱をきちんと作って守っていくというか、そういうことをしていかなければならないのかなというふうに思っていますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ぜひ、これはやっぱり被害者というか、そういう形でいろんなところに画像も含めて出していかなきゃいけないのは、もうそのために設置する訳ですからわかるんですが、やっぱりその被害に遭うというか、そこで当事者になった人たちのプライバシーというか、そういう特に子どもということを考えると、そこら辺を、もう警察に出すのは悪いというんじゃない、警察が当然そういう捜査の中では必要なのもうそれは法律できまってるんで、それはいいんですが、それ以外の部分の、何て言うんですか、守る範囲、守る部分、そこをやっぱりきちんと、外部に変にこうしないとか、そういう当たり前のことなんだけども、それをどう作っていくかということがやっぱり非常にこう大事なかなというふうに思っていますので、ぜひそういう点もしっかりとこの要綱を取り扱い運用規定の中に入れ込んだものを作っていかなければならないんでないかなというふうに思っているところです。

それともう一つ、最後になるんですが、少なくともこのカメラで子どもたちの見守りも含めて、これは一つの手段としては先ほどから言うように大事なんだけど、やっぱり本当にそれだけでいいのかなというところをやっぱり今一度みんな子どもたちを見守っていると。声かけもするし、そしてその声かけも変な形でとられない、本当にみんな心配しているんだよと、そういう部分の人と人とのこの何て言うんだろうな、対話も含めた、コミュニケーションも含めた、あるいはそういう意識も含めた見守りという意識も含めたそういうものをどう醸成していくか、作っていくかというところをやっぱりさらに求めら

れていくんではないかなというふうに思っておりますので、その辺は最後なんです、町長何かもし考えがあればちょっとお聞かせ願いたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先の議会で確か山田議員だったと思うんだけど、こんなわかりきったところをまちづくり推進会議にかけるのはいかがなものかというご質問が確かあったような気がするんだけど、私はですね、近隣の置戸等含めて、これ防犯カメラ設置しないって言っているんですよ、それは人々が全部そうやってお互いやりあっているから必要ないんだと。しかしやっぱりいろんな事犯をみてるんですね、やっていかなきゃならないということがまず前提でないのかと。しかもスピード感をもって、で、案の定と言ったら怒られますけども、こういう心配や意見が出てくる訳ですよ、だから簡単にやります、やりますなんて話にはならないんだということで、今回こういう質問もいただきましたし、学校関係者や地域の関係者、いろんな意見を聞いて設置場所は3か所、そして要綱を作りながら、できるだけプライバシーや情報保護の観点からもやっぱり十分な配慮をしながらですね、この3か所を決めていくということです。しかしこれがもし目的外で悪用されたりなんかするんなら私は外しますよこんなもの、それぐらいの覚悟なかったらできないでしょ。だから防犯協会、それから学校、PTA関係、そして交通安全指導員、警察も本当によく巡回してくれている。こういったいろんな地域の環境醸成をしながらですね、犯罪を未然に防ぐと。そして防犯カメラの設置場所については、明らかに、そんなことも含めてですね、十分配慮しながら地域上げてですね、理解得るような状況を作って、うちの町としては、子どもの犯罪が、子どもが被害者になるような犯罪を起こらない、起こしてはならないということですね、前に進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） これで質問は終わりたいんですが、この防犯カメラの問題の時にちょっとふと思ったのは、明日、西山議員がSNS、いわゆるネット環境の問題で質問されると思うんですが、そちらの方も非常に大きな課題として出てくるような、この防犯カメラ、いわゆる通りすがりの通学路の問題だけではなくてね、やっぱりそういう総合的な視点に立った、安全、安心の町をどうするかという観点で教育委員会も含め、いろんな、先ほど町長が言ったように、さまざまな関係機関でね、やっぱり議論していくと、意識を高めていくというふうな方向にいければいいかなと思っておりますので、これで私の質問は終わります。

○議長（須河 徹君） 3番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしくお願いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時49分